

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 博之

1 日時

平成 21 年 10 月 7 日（水曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 4 時 58 分散会

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋博之委員長、高橋元副委員長、佐々木一榮委員、中平均委員、郷右近浩委員、高橋雪文委員、小野寺有一委員、小西和子委員、斉藤信委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

石木田担当書記、栗澤担当書記、小野寺併任書記、高橋併任書記

6 説明のために出席した者

商工労働観光部

廣田商工労働観光部長、齋藤副部長兼商工企画室長、伊藤雇用対策・労働室長、戸館商工企画室企画担当課長、阿部経営支援課総括課長、黒澤科学・ものづくり振興課総括課長、橋本地域産業課総括課長、藤田観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長、川村雇用対策・労働室労働課長

教育委員会

法貴教育長、遠藤教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、佐藤教育企画室企画課長、宮野教育企画室学校施設課長、宮学校教育室学校企画課長、小岩学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、佐藤学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、鈴木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、佐藤学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、上田学校教育室高校改革課長、佐々木学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、大月生涯学習課総括課長兼県立埋蔵文化財センター所長、中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長兼県立埋蔵文化財センター副所長、

川口スポーツ健康課総括課長、及川教職員課総括課長、
菊池教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

総務部

菊池副部長兼総務室長、八重樫総務室管理課長、黒田法務私学課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第1号 平成21年度岩手県一般会計補正予算(第4号)中

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

議案第7号 平成21年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(2) 総務部関係審査

(議案)

議案第1号 平成21年度岩手県一般会計補正予算(第4号)中

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費中 総務部関係

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第1号 平成21年度岩手県一般会計補正予算(第4号)中

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費中 教育委員会関係

議案第17号 高等学校等生徒修学支援基金条例

議案第25号 岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

9 議事の内容

○高橋博之委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成21年度岩手県一般会計補正予算第4号中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び第7款商工費並びに議案第7号平成21年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算第1号、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○齋藤副部長兼商工企画室長 それでは、商工労働部関係の平成 21 年度一般会計補正予算について説明申し上げます。議案その 1 の 5 ページをお開き願います。当部関係は、5 款労働費の 6 億 6,000 万 3,000 円の増額及び 7 款商工費の 72 億 3,328 万 8,000 円の増額補正であります。

次に、項、目の区分ごとの主な内容につきましてお手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げにつきましては、省略させていただきますので御了承願います。それでは、予算に関する説明書の 51 ページをお開き願います。

まず、5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費であります。ワーク・ライフ・バランス推進事業費は、企業及び従業員を対象とした労働条件等実態調査の実施及びワーク・ライフ・バランスの趣旨等の啓発を行おうとするものであります。なお、当事業は緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源とするものであります。本基金を活用いたしました県事業につきましては、後ほど一括して説明することとしております。

4 目雇用促進費であります。緊急雇用創出事業費等では、先ほど申し上げました基金を活用したもので、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者の失業者を主な対象として、次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創出することを目的とした事業を行う市町村に対し、必要な経費を補助しようとするものであります。さらなる雇用創出を進めるため増額しようとするものであります。高齢者いきいき生活支援事業費は、シルバー生活支援推進員をシルバー人材センターに配置し、地域の高齢者向けの雇用、就業情報を調査、収集するとともに、同センターの業務内容について周知を図ろうとするものであります。

次の 52 ページにまいります。2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費であります。離職者訓練緊急基盤整備事業費補助は、地域ニーズの要請に応じた職業訓練コースを新たに設置するため、職業訓練法人及び民間教育訓練機関が行う IT 分野、介護分野に関する訓練機器などの整備に要する経費に対し補助しようとするものであります。2 目職業訓練校費、就職支援能力開発費は離職者等を対象とした職業能力開発について、雇用情勢の悪化に伴う訓練事業の増加にも対応するため、OA 実務科や介護サービス科などの訓練実施経費を増額しようとするものであります。

次に、飛びまして 65 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費であります。県北・沿岸地域産業振興戦略事業費は、岩手県北・沿岸地域及び青森県八戸地域の観光資源と鉄道を組み合わせた魅力的な観光ルートを構築するため、専門家による当該エリアの観光資源調査や旅行会社向けの商品造成手引書の作成などを行い、新たな旅行商品の造成を促進しようとするものであります。地域ものづくり企業技術高度化支援事業費補助は、地域のものづくり企業が自社の生産、製造技術の高度化を目的として行う製造コストダウンのための組み立てラインの改編や加工精度を高めるための加工設備の改良など、技術開発に要する経費に対して補助しようとするものであります。

滝沢村 I P U イノベーションパーク、これは仮称でございますが、基盤整備事業費は、同パークの整備にかかる用地は畜産研究所所管の草地を転用することから、その代替地の整

備を行うとともに、独立行政法人科学技術振興機構、通称 J S T でございますが、岩手県立大学の隣接地に整備する地域産学官共同研究拠点施設のための用地造成などの基盤整備をあわせて実施しようとするものであります。いわて銀河プラザ競争力強化事業費は、いわて銀河プラザにおける取り扱い商品点数の増加や商品供給能力を強化するため、ストックヤードの増設や商品陳列棚の更新、商品再配置など全面的なリニューアルを行おうとするものであります。

2 目中小企業振興費であります。中小企業経営安定資金貸付金は、取引先の倒産、営業不振等により事業経営に支障を来している企業等に対する運転資金について、貸付原資の一部を岩手県信用保証協会を通じて金融機関に要請して貸し付けを行おうとするものであります。今後想定される新規融資額を 600 億円と見込み、協調融資にかかる貸付金を増額しようとするものであります。ものづくり中小企業開発力強化緊急事業費補助は、補助の前提となる国庫補助事業費の採択の動向がおおむね判明し、補助の対象となる企業数が減少する見込みとなったため減額しようとするものであります。

次に、67 ページにまいりまして、2 項観光費、1 目観光総務費であります。国際観光緊急対策事業費は、外国人観光客への情報発信等、受け入れ態勢を整備するため、英語、韓国語、中国語、中国語は繁体字、簡体字二つについてであります。にかかかる外国語版ホームページをリニューアルし、充実強化を図るほか、県内観光関連施設で使用する外国語の案内標示について統一ガイドラインを定めることにより、外国人観光客の利便性を向上しようとするものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その 1）に戻りまして、27 ページをお開き願います。議案第 7 号平成 21 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算であります。これは歳入歳出予算の総額それぞれ 1 億 4,500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 22 億 9,144 万 4,000 円とするものであります。詳細につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 134 ページをお開き願います。歳入歳出の補正予算額及び補正の予算額につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。補正内容につきましては、それぞれの各項、目ごとに御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。136 ページをお開き願います。1 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

137 ページの 2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、前年度からの繰越金の確定に伴い増額しようとするものであります。

138 ページをお開き願います。3 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入は、前年度からの繰越金の確定に伴い償還元金を減額しようとするものであります。

次に、歳出についてであります。139 ページの 1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費、2 目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴う貸付金を増額し

ようとするものであります。

次の140ページにまいりまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費は、前年度からの繰越金の確定に伴い財源振り替えを行うものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。なお、冒頭で申し上げましたとおり、緊急雇用対策にかかります緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した全庁的な取り組みにつきましては、雇用対策労働室長から内容の詳細をこの後説明させていただきますので御了承願います。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊藤雇用対策・労働室長 それでは、私のほうから緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した取り組み内容につきまして、便宜お手元に配付してございます資料により御説明をさせていただきます。

それではお手元に配付してございます緊急雇用創出事業臨時特例基金にかかる9月補正予算の概要についてということで御説明をさせていただきます。事業の概要につきましては、国が都道府県に交付金を交付して都道府県がその交付金により基金を創設する。その基金を財源として、雇用の場を確保する。雇用就業期間は原則6カ月未満、重点分野である介護、福祉、子育て、医療、教育等につきましては、更新を1回可能ということでございますので、実質1年雇用が可能というふうなことになります。

基金の積立額総額でございますけれども、6月補正予算で追加してございまして、総額77億円というふうになってございます。この基金の配分につきまして、前回6月補正の際に前倒しというふうなことで配分を行いました。その内容につきまして、この表の県、市町村事業小計、a+bの欄を御覧いただきたいと思います。前回6月補正予算ということで追加交付をいただいた分で配分がえを行いまして、現在は配分額として21年度4、22年度3、23年度3というふうなことで、下の生活、就労相談部分の1億円を除いた76億円について、4対3対3の割合で執行することで、それぞれ事業を進めてきたということであります。

当時、今後さらに雇用情勢が悪化した場合には、前倒し配分も検討するというふうなことで、柔軟に対応することで考えておったわけでございますけれども、依然として雇用情勢が厳しい状況にあるということから、今回その下の欄で見直し後の配分案ということで、平成21年度については総額76億円のうちの5、それから平成22年度については4、平成23年度には1というふうなことで前倒しの配分を行い、可能な限り事業起こしをしていくというふうなことで対応してまいりたいというものでございます。なお、今後さらに厳しい状況等があれば平成22年度についても平成23年度分をさらに前倒しするとか、そういったようなことも考えてまいりたいと思っております。

次に、県事業分にかかわる平成21年度の状況ということでございます。これにつきましてまず概要ですけれども、6月現計におきましては、県事業分として43事業、金額で7億800万円余というふうになってございます。今回9月補正では59事業3億6,900万円余となっています。これによりまして9月補正後の予算額等は、事業数で95、金額にいたしま

すと 10 億 7,800 万円余となります。なお、事業数が 6 月と 9 月を合わせて 95 にならない理由は、下に米印で書いてございますが、9 月補正の 59 事業のうち新規が 52、6 月で計上している 43 事業のうち 7 事業について、増額補正を行ったということから 43 足す 52 ということで 95 事業になるというものでございます。

それでは、具体の事業につきまして御説明させていただきます、別添でございます。これは、6 月現計段階のものと 9 月予算段階のものを合わせた表になってございます。この緊急雇用創出事業の県事業につきましては、各部のそれぞれの科目にそれぞれの事業を計上してございます。総合政策部、地域振興部、環境生活部ということで以下保健福祉部。

当部関係でございますが、2 ページ目でございます。まず 16 ページ、先ほど副部長のほうから御説明申し上げましたが、今回の配分がえによりまして、市町村に対してはさらに 5 億 700 万円余を追加配分し、総額で 25 億 4,900 万円というふうなことで配分を予定いたしております。ナンバー16、これによりまして、9 月補正で見えていきますと、雇用目標として理論計算でございますけれども、5 億 700 万円余を投じまして、新規雇用者としては目標として 550 人、常用雇用として 350 人。括弧の欄が 9 月補正で措置し、事業化した場合に見込まれる雇用数というものでございます。それから、ナンバー18 番以降ナンバー354 番までの網かけしている部分が当部にかかわる 9 月補正分ということでございます。当部関係は全部で 19 事業、1 億 3,500 万円余というふうなことになってございます。

それでは、ページをめくりまして 7 ページを御覧ください。7 ページの合計欄でございます。市町村への補助事業分も含めまして 9 月補正予算額全体といたしましては 8 億 7,600 万円余というふうになります。労働者数にいたしますと、新規雇用では見込みとして 851 人、常用雇用では 612 人というふうになります。市町補助分を除いた県事業分のみでいきますと下の参考でございますけれども 3 億 6,900 万円余、新規雇用では 301 人、常用雇用では 262 人ということになります。

ということで、最初の大きいほうに戻っていただきまして、4 番の県事業分にかかわる平成 21 年度の状況ということで、9 月補正後の予算総額としては 95 事業 10 億 7,800 万円余でございます。

以上で説明を終わります。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 ちょっと項目が多くなりますので分けて質問したいと思います。まず最初に 51 ページ、緊急雇用求人開拓員配置事業費と地域ジョブカフェ相談強化事業費、この 2 点についてお聞きしたいと思いますけれども、これは就職支援とか雇用開拓ということで、率先してこちらのほうから働きかけていく事業でございますけれども、こちらの概要と採用人数、かかわっている人数、そしてどういう動きをしながら開拓をしていこうとするのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 2 点ございました。まず、緊急雇用求人開拓員配置事業費でございますけれども、これは現在の雇用情勢にかんがみまして、振興局に就職開

拓員を配置いたしまして、企業回り等をしながら就職先をふやしていこうというような事業でございまして、花巻総合支局に3名、県南広域局に2名、一関総合支局に1名、釜石振興局に1名、計7人を配置しようというものでございます。

それから、地域ジョブカフェの相談強化事業でございましてけれども、こちらのほうは地域ジョブカフェにおける相談者への対応、就業支援に見える方のカウンセリングですとか、そういった相談に当たる方に対するサービスを強化しようということで、その相談補助員を配置しようというものでございます。人数でございましてけれども一関総合支局（後刻「北上総合支局」と訂正）に3名、久慈振興局に1名、計4名をそれぞれ地域のジョブカフェに配置しようというものでございます。

○高橋雪文委員　ちなみに、1人当たりで換算すると100万円ぐらいということになるのですけれども、報酬とか賃金とかはどのようなふうになっているのでしょうか。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長　例えば緊急雇用求人開拓員の場合ですと、賃金が、これは県の臨時職員の大卒の単価を一応適用しておりまして、7,400円という単価がございましてけれども、これを適用して計上しておりまして、求人開拓員の場合は、7名で559万5,000円を計上しております。地域ジョブカフェにも同様な形で計上しております。

○高橋雪文委員　非常に重要な役割を担うのではないかなということを感じているわけですが、やはり専門職の方をもう少し配置をするなりしないと、ただただ御用聞きのように情報を収集する業務だけに終わってしまって、実際に雇用の獲得、開拓のところまでいかないのではないかなというふうに少し疑問に思うのですが、いずれ今職業訓練とかいろいろところで一生懸命働く機会を求めているのです。有効求人倍率が県内でも0.3人ということで、雇用の受け皿がないということが非常に問題でございまして、その点を総合力で勝負していくということだと思っております。やはり企業にももう少し求めていく姿勢が必要ではないかなというふうに思いますが、その点この配置、そして金額についてどのようにお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長　ただいまの御質問でございましてけれども、まず人員の募集について専門的な部分が必要ではないかなというようなお話でございまして。確かに私たちもそう思いまして、ハローワークを通じて求人をする事となっておりまして、ハローワークの募集条件の中に、そういった素養のある方を中心に求人しようというようなことで考えております。

それから、企業側へのいろんな働きかけでございましてけれども、今回措置した例えば開拓員のほかにも各振興局には合計39名の就業支援員という、こちらでも非常勤でございましてけれども、配置しておりまして、既にこの職員が各地域におきまして、年間目標といたしまして3,000件以上の企業訪問をしていることになってございまして、その状況を補助しながら一緒になって回っていくという形で効果を上げていきたいと思っております。

○高橋雪文委員　ありがとうございます。雇用開拓というのが必要な時期でございまして

し、あとジョブカフェということで青少年ということでございますけれども、情報をつないでいくという、そういう作業が非常に重要になってくると思いますので、なお力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つ、先ほどお話のありました緊急雇用創出事業についてでございます。本当に厳しい状況の中で、雇用をどうやって創出するかというのが県政課題でも大きなものになっているということで、このように全庁挙げての、こういう取り組みを高く評価したいというふうに思います。二つ質問があるのですが、新たに創出された雇用でございますけれども、その人たちが雇用されて本当にしっかりと生活ができるのかというのが非常に重要なのではないかとこのように思います。その金額などを見ると、その事業費に比べると、ほとんどが人件費になるのではないかなというふうに思いますけれども、非常に心もとないのではないかとこのように思います。

そこで一つお聞きしたいのは、大体報酬的なものはどういうのを想定してこういう事業費を計上しているのか、その点が1点でございます。また、こういう緊急の場合は、緊急に事業をこしらえるということはそのとおりだと思うのですが、その事業がどういう結果をもたらすかという、結果が見えていない事業が非常に多いと。特に県のNPOの事業などを見ていると、ただただ予算化して事業の最初の認可だけハードルを厳しくして、終わった後、しっかりした検証がなされていないというところが非常に問題があるのではないかとこのように感じているところでございまして、これら緊急雇用創出事業についてどういふような検証をしながら指導を行っているか、その辺をお聞きしたいと思います。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 2点ございました。まずは報酬の考え方でございますけれども、これは大体、一人頭で100万円ぐらいの勘定になるのですが、報酬の単価の考え方につきましては、県で雇用しております臨時職員等の単価を参考に算出しているものでございます。月に大体十四、五万円程度に、半年間の雇用でございますので、なるのではないかなと思っております。

それから、2番目、事業効果の件でございますけれども、各部局の事業化をするに当たりますには、私どものほうで事業計画書を各部から出していただきまして雇用効果と、そのほかにもどういった効果があるか十分にヒアリングを重ねながら、雇用効果と同時に地域へのいろいろな効果が十分期待できるものであるというものについて、今回計上しているということでございます。

○高橋雪文委員 まず、雇用創出の考え方なのですが、前回、増田知事の時代にも雇用の創出を掲げていたわけでございますけれども、カウントの仕方が、とにかく3カ月雇用でも1人なのだと、こういうデータの取り方をされておりました。今回についても、長期雇用、常用雇用というのが非常に重く新たなテーマとして与えられているということで、その取り組みについては評価したいということなのですが、では、その臨時職員のような形で100万円というその金額が、本当にその生活を維持できるようなレベルなのか。それとも将来というか、常勤雇用ということは1年ではなくて複数年度ということになっていって、本

当であれば10年、20年と働くのが理想だということなのですが、果たして100万円という報酬で働いている人が常勤としてずっとこの職を維持できるかという、私はそうは思わないのです。

今六次産業の部分でもいろいろと雇用創出とか取り組んでいただいていると思いますが、その条件の中に、やはり常勤雇用という項目もあるわけです。そうすると、それは生活がある程度安定できる報酬というのがある程度あって、そういう中でのこういう雇用創出事業でなければ、緊急ということの部分で言うならば回避的な一面もあると思うのですが、これを1年、2年、3年と続けていく上では、非常に視点としての不備があるのではないかということを感じております。その点をどういうふうに考えていくのか、そしてできるだけその報酬を私はある程度、もう少し生活できるようなレベルまで改善すべきというふうに思うわけでございますけれども、その点をどう考えているかお知らせいただきたいと思っております。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 ただいま緊急雇用創出事業の報酬の考え方等について御質問があったわけでございますけれども、今回の雇用創出にかかる基金事業を見ますと、おおむね二つの仕組みでやっております。まず第1は、現在御審議をいただいております緊急雇用創出事業でございます。これは当面6カ月の短期雇用ということで、いわゆるつなぎの雇用を創出するというところでございまして、現下の厳しい雇用情勢にかんがみて、とりあえず離職して困っている方を基金事業で雇用を提供して、その間にできれば常用の雇用につながるような就職先を見つけていただくというような仕組みでございます。

もう一方は、ふるさと雇用再生事業というのがございまして、こちらのほうは原則1年以上の雇用で、できれば3年間雇用を継続して、その後は雇用した先で、自前で雇っていただくという考え方の事業でございます。こちらのほうは、ある程度長期の安定的な雇用を見出していこうというような考え方でございまして、その二つを組み合わせながらつなぎの部分と安定的な部分を相乗的に仕組みでいこうというのが今回の考え方でございます。

○高橋雪文委員 それはそのとおりだというふうに思いますが、緊急雇用創出事業、2年、3年スパンでやっているわけでございますけれども、要はその財源が消失した場合にまた同じような状況になりかねない、いわゆる今まさに有効求人倍率が0.32倍ということですが、さらに悪化する可能性を十分秘めていると。

今回について考えると、即効性はあるのですが、将来的な部分を見ながら並行して雇用創出を考えていかないと、ただただ、今の雇用創出、新たな雇用創出で、こういう低所得の雇用をつくっていくだけでは非常に片手落ちというか、まだまだ足りないだろうというふうに思います。できれば、この所得についても少し考えながら、こういう事業をさらに御指導いただきたいというふうに思うのが1点でございます。

あとは先ほど事業の検証ということでございますけれども、やはり最初だけではなくて、その質はどうだったのかと、その事業の精査というのもしっかり必要だと思います。その辺もきちっとやっていただきたいということ、その点も御答弁いただければと思います。

思います。

○伊藤雇用対策・労働室長 雇用した方の所得の問題でございますけれども、可能な限りということで上限の、高卒の方であっても大卒の単価をできるだけ適用して、少しでもということ而努力しているところでございますし、また中期のふるさと雇用創出事業につきましては、報酬額としては大体十七、八万円ぐらい、最初は20万円ぐらいまで設定を可能としております。ただ、実際に委託をしてみますと、実はずちの職員とのバランスがあつてこんなに出せないのだよねというふうにおっしゃられる事業所さんもございます。いずれ緊急の場合の賃金、それからふるさと雇用創出事業の場合の賃金について、可能な限り水準などを見ながら設定してまいりたいというふうに思っております。

それから、事業の検証につきましてでございますけれども、この辺はなかなか緊急の雇用の場の創出というふうなことでの点で、いろいろと課題のあるものも場合によっては出てくるかもしれませんが、成果として最後、当然この関係につきましては会計検査等も行われるわけでございますので、きちっとした成果が出るように、委託した団体あるいは私どもが直接行う事業についても、最後にその成果が残るような形で見ていきたいというふうに思っています。

○小野寺有一委員 予算に関する説明書の65ページで2点お尋ねをしたいと思うのですが、まず1点目は、滝沢村IPUイノベーションパークの基盤整備事業費についてであります。先ほどの御説明の中にも県立大学に整備予定の県ものづくりソフトウェア融合テクノロジーセンターの隣接とおっしゃいましたですね、そこにこの整備を予定されているということでありましたけれども、県立大学の整備予定の県ものづくりソフトウェア融合テクノロジーセンターと、このIPUイノベーションパークというのがどういう関連があつて、どういう機能分担というか、そういったものになっているのかというのを教えていただきたいと思ひます。

それで、きょうの新聞報道にもございましたとおり、国の本年度の補正予算の見直しの対象に文部科学省の地域産学官共同研究拠点整備事業が新設を認めない方向であるということで、そうなる県立大学に整備予定の県ものづくりソフトウェア融合テクノロジーセンターも凍結の可能性が高まってきたということではありますが、こちらが凍結された場合に、滝沢村のIPUイノベーションパークのこの事業自体にどのような影響があるのか、そういったあたりを教えていただければというふうに思ひます。それがまず1点でございます。

それから、2点目は同じページのいわて銀河プラザ競争力強化事業費についてでありますけれども、あらかじめお尋ねいたしておりますと、銀河プラザの売り上げは、平成10年度から順調に伸びてきているということでもあります。非常に購買客数もふえて、大変すばらしいと思ひますけれども、それでは逆に、なぜそういうてこ入れが必要になったのかということをご教へていただきたいと思ひます。例えばホテルとか旅館のような設備産業と違って、小売りなわけですから、小売りの場合には設備投資がそのまま売り上げの増加というのには直結しないというふうに一般的には言われていると思ひますが、普通の小売店と

はまた違う経営の方針を持っていらっしゃると思うのです。そういった銀河プラザを単体のお店とした場合に、その中でどれだけのものを新たな設備投資に振り向けるということが、普通の経営体であればそういったことがもちろん経営で検討されていると思うのですけれども、そういった検討はどのようになされていて、その結果が今回のこの補正予算にどのように結びついているかというところを教えていただきたいと思います。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 滝沢村 I P U イノベーションパーク、(仮称)の基盤整備事業に関連する御質問でございますが、まずイノベーションパークの関連からお話をいたしますと、このパークにつきましては、平成 18 年度に作成いたしました産業成長戦略がございますが、その中で県立大学のポテンシャルを生かして、県立大学周辺地域へのハイテク関連産業の集積、そして I T 開発拠点の形成を目指す県立大学 I T 産業集積構想というものを打ち出しておりまして、本年の 3 月に県立大学と滝沢村との連携のもとで具体化に向けた計画でございます滝沢村の I P U イノベーションパーク整備計画というものを策定したところでございます。

このイノベーションパークでございますが、県立大学の南に隣接した地域でございますが、県が所有、実際には県の畜産研究所が所有しております 2.89 ヘクタールの土地にイノベーションパークを整備するというものでございまして、一戸建ての貸し工房、それから企業誘致区画というものを整備しようとするものでございます。

今回のこの事業の中で大きく二つございまして、一つはこのイノベーションパークの用地につきましては、畜産研究所の採草地ということでございまして、その代替地の採草地を整備ということが 1 点の事業でございます、約 870 万円余の事業でございます。それから、このイノベーションパークの一角に、0.56 ヘクタールの部分に、今回独立行政法人科学技術振興機構 (J S T) が整備する地域産学官共同研究拠点を設置するというものでございまして、今回の予算の中では、この整備に必要な土地の造成費を予算の中に盛り込んでおりまして、これが 2,270 万円余でございます。ということで、イノベーションパークの中の拠点施設として地域産学官共同研究拠点を置くという関係でございます。

それから、今回の補正見直しの中で、この産学官共同研究拠点が凍結対象として報じられているところでございますが、報道内容によりますと新設は認めないというような形でございますが、今私どもはその情報収集に努めているところでございますが、その対象になる拠点はどういう拠点なのかとか、正確な情報が入ってございませぬので、現在その情報収集に努めているところでございますが、先ほど申し上げましたように、イノベーションパークそのものはもともと県として事業を進めていこうとしていたものでございますので、この J S T 拠点のあるなしにかかわらず、イノベーションパークのほうは進めていくという計画のものでございます。

イノベーションパークへの影響ということになりますと、地域産学官共同研究拠点到影響されない。イノベーションパークそのものは影響されずに整備をしていくというものでございます。

○橋本産業経済交流課総括課長　いわて銀河プラザ競争力強化事業についてのお尋ねでございます。これにつきましては全面的なリニューアルをその主な内容として計上させていただいているものでございます。なぜそういうリニューアル、あるいはこ入れといったものがなくなるのかということについてでございますけれども、御案内のとおり、いわて銀河プラザは平成10年10月にオープンしておりまして、開設以来11年目を迎えました。10年以上経過しまして、さまざまな什器、設備、冷蔵冷凍設備等に経年劣化が生じてきておりまして、これらによって販売上の支障が生ずるケースが出始めてきているというような状況でございます。

またさらに、毎年売り上げが順調に増加してきておりまして、取り扱い品目につきましても、県内のメーカーさんからも出店希望が非常に多くございます。現在約1,800品目を取り扱っているわけですが、これが上限に近づきつつございまして、さまざまな商品の入れかえ等により、現在対応してきているところでございますけれども、そういった限界に近づきつつあるというようなところでございます。

さらにまた、いわて銀河プラザはあそこに構えて動かないでお客様を待つ形態のショップでございますけれども、今年度から新たに誘致企業の本社等に出向いての出張販売会というような取り組みも始めたところでございまして、そういったことによって、いわて銀河プラザを知っていただく、お店を知っていただく、そしてリピーターになっていただくというような取り組みをしてございます。そうしますと、どうしてもストックヤードというようなものが必要になってまいりまして、新たにそういうストックヤードを拡充しながら欠品を生じない商品供給能力を高めていきたいということでございます。

このため現在、ビジネスサポートセンターというのを12区画用意しながら中小企業の方々の首都圏での営業拠点として位置づけで用意してございますけれども、現在入居者が5社ということになっておりまして、そういった利用実態を考慮いたしまして、その部分を縮小しながら、ストックヤード等の確保も図り、機能強化をしていきたいということでございます。

それから、外部的な要因といたしましては銀座あるいは有楽町かいわいに、例えば山形県が新たに出店するとか、群馬県も出店するとかということで約21店舗が同一地域内に、新たに銀座周辺に出店をし、また新たなイトインといたしまして食事等の提供をするようなお店として進出してまいりました。この新たな進出に負けないで、岩手県の物産販売を強化していきたいということからこのような形で全面的なリニューアルが必要と考えて予算計上させていただいたものでございます。

○小野寺有一委員　ありがとうございます。イノベーションパークのことで、もう一度確認をさせていただきたいのですが、ソフトウェア融合テクノロジーセンターをJSTが設置するということなわけですね。そのための土地造成費として、先ほど2,270万円計上されているということでありまして、ということは、端的に申し上げて、先ほどの県ものづくりソフトウェア融合テクノロジーセンターというのがもしも凍結になった場合には、こ

の土地はできるけれども、建物ができないということに端的に言えばなるのでしょうか。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 まず、今回の仕組みをお話ししますと、まず拠点の設置そのものはJSTが行いますが、そもそもは県が事業計画を立てて、この事業計画をJSTに提案して、それが採択になれば設置を認められるということなのですが、その条件として、土地については県が用意するということが前提条件でございます。その上で、建てた後の維持管理についても県と地域が維持管理を行うと。ですから、JSTはハードのみ整備すると。ただし、それなりの事業計画を持ったものでなければ採択をしないというのがもともとの計画でございます。

確かにこの拠点、設置がなくなれば土地の造成は必要なくなるものでございますので、その場合は、土地造成経費は必要なくなります。ただ現状では、一部縮小ということでございますので、どういう内容で採択されていくかというものがまだはっきりしていない段階でございますので、できれば今の段階では一たん予算計上させていただいた上で、当然もし設置が、岩手県の計画が認められない状況であれば、当然整備はしませんので、2月補正でそこは減額をさせていただくということになると思っておりますが、まだその状況がよく見えていないというところです。

○斉藤信委員 では、予算の項目に沿って幾つかお尋ねします。51 ページで、緊急雇用創出事業費補助5億円余を市町村へ補助ということになりますが、本会議でも議論があったのですけれども、いずれ最新で、9月補正で雇用創出目標が幾らになるのかが一つです。

あと二つ目に、今把握できる範囲で、実際の雇用、採用状況、これは県、市町村合わせてどこまでいっているのかというのが一つです。

それと地域ジョブカフェ相談事業、高橋雪文委員が取り上げましたが、これは一関3名、久慈1名ということで、一関3名というのは思い切った配置だと思いますけれども、これはどういう理由ですか。また久慈1名ということで、ほかのところは逆に言えば入っていないのですね。これはどういう理由でそういう配置になるのかということをお聞きします。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 2点ございました。まずは、雇用基金にかかる雇用創出目標と雇用実績ということでございますけれども、雇用創出目標について申し上げますと基金事業、これは緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生事業を合わせてでございますけれども、今回の補正を含めると常用で3,034名、新規で3,829名を見込んでいるということでございます。

それから、雇用実績でございますけれども、8月31日現在の数字でございますけれども、緊急雇用につきましては県、市町村合わせて320名（後刻「1,373名」と訂正）、ふるさと雇用再生事業につきましては県、市町村合わせて127名（後刻「316名」と訂正）というようなことでございます。

それから、地域ジョブカフェ事業についての配置理由ということでございますけれども、北上が3名、久慈が1名ということでございます。

○斉藤信委員 北上ですか、一関が3名ではないのですか。先ほどの高橋雪文委員に対する説明では。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 済みません、間違えました。申しわけございませぬ。地域ジョブカフェの配置数につきましては北上が3名、久慈が1名、計4名ということになっています。

○斉藤信委員 北上ですか。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 はい。北上につきましては、今雇用情勢が最も厳しい状況にあるということで、平成20年5月の有効求人倍率が0.8倍に対して、この5月時点で0.19倍というような状態でございます。そういった状況から考えますと、北上地域への大幅な増員が必要であろうということで今回3名の増員でございます。久慈地域につきましては、ここは昨年5月で0.32倍、ことし5月で0.26倍ということで、こちらのほうは若年者の雇用が非常に厳しいと。それから、生活就労相談が非常に増加しているということで1名の増加というような考え方で配置をしております。

○斉藤信委員 緊急雇用創出事業、二つの基金事業で目標が常用で3,034人、新規で3,829人ですね。常用というのは何ですか、常用の定義、それを示していただきたい。

もう6カ月経過して、4月に採用した方がもう6カ月で切れている労働者も出ているのではないかと。ですから、実績はさっき1,320人と言ったのですか、320人ではなく1,320人。ふるさとが127人。ただの320人ではないでしょう、実績をもう1回説明してください。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 まず常用の定義でございますけれども、これは4カ月以上の雇用をされている場合を常用雇用と言っております。それから、雇用実績の確認でございますけれども、8月31日現在で緊急雇用創出事業が、失礼、ちょっと間違えました。8月時点での追加が320名ございまして、それまでの累計で申し上げますと1,373名でございます。ふるさとについても同様に316名の実績でございます。先ほど申し上げたのは、8月1カ月間での雇用人数でございました。大変失礼いたしました。

○斉藤信委員 常用雇用というのが4カ月以上というのは、これは労働局の定義になるのですか。常用というのは4カ月以上ね。そうすると6カ月だと基本的にはみんな常用になるとそういうことですね。これはなかなか緩やかな定義だなと、もう半年過ぎれば切れてしまう。今実績を聞きましたが緊急雇用で1,373人、ふるさと雇用再生事業で316人というのが累積でありますと1,689人ということですね。そして、緊急雇用の1,373人の場合は、これは採用時期によるのですけれども、現実問題としては、もう毎月減っている数です。いわば雇用期限が切れていく数になるのではないですか。6カ月更新が可能なのが1,373人のうちのぐらいいあるかわかりますか。

○津軽石雇用対策・労働室雇用対策課長 更新される方がどれくらいいるかについては、特に調査をしてはおりませんが、市町村事業ではなくて県事業の場合の更新される方につきましては、もともとの事業期間として、たしか3名程度と記憶しております。

○斉藤信委員 調べてだけいても仕事にならないかもしれないけれども、県事業でたった3

人ということは、ほとんど更新される対象になっていない。残念ですね。

そういう意味で、いずれ1,689人がこの基金事業で採用されたといっても、これは逆にいけば毎月減っている数でもあると。それで8月の失業雇用状況が岩手労働局から発表されましたが、8月だけで事業主都合の離職者が2,063人なのです。そうすると今まで努力してきた数というのは一月の事業主都合でやめざるを得ない労働者の数にも達しないのです。

そういう点で雇用情勢はますます悪化するのだけれども、これは発想を転換しないと焼け石に水にもならないのではないかと。やらないよりやったほうがもちろんいいのだけれども、そういう点で、この取り組みというのは、それなりのお金をかけながらこの程度なのかと、私は本当にむなしく残念な思いがするのです。どうですか室長、一月の事業主都合の離職者にも足りないし、その1,600人余の雇用は6カ月もたって、どんどん減っていく、逆にいけば。これは本当に発想を転換して、どんどんふえ続ける失業者に対する対策を考えなくてはならないと思うのですが、いかがですか。

○伊藤雇用対策・労働室長 今の一月の事業主都合の離職者の数字でございましたけれども、他方で、多いという状況かどうか判断は分かれるかと思えますけれども、新規の就職者について見ますと、8月には全県下で3,512人の方が、他方で就職されているということでございます。ですから、すべての方が、事業主都合の方が累増して、ずっと再就職できないでいるという状況ではないというふうに思っています。

また有効求職者数につきましても、先月4万113人であったものが8月段階では3万8,550人ということで、若干でございませけれども、少しずつ明るさが見えているのかなということで、ただ依然として高水準であることは間違いないというふうに思っております。

そのような意味で、先ほど申し上げましたけれども、緊急雇用創出事業については、本当につながる雇用というふうなことでございませし、また他方ふるさと雇用再生事業については、中期的なものということでございませ。ここで重要なのが、やはり行政だけで雇用を確保するには限界がございませるので、やはり民間における雇用力の回復ということが重要だというふうに思っております。そういうふうな観点から申し上げますと、地域経済の活性化に向けた県としての取り組みが重要ではないかというふうに考えているところでございませ、9月にこれまでの緊急雇用対策本部会議というものを経済・雇用対策本部会議というふうなことで新たに組織を変えませ、経済対策にこれまで以上に取り組んでいこうということで、そのことによって企業の皆様の経営環境を高めていって雇用の拡大に努めるということで、両面で取り組むしかないのではないかということで、現在取り組んでいるところでございませ。

(「よし」と呼ぶ者あり)

○斉藤信委員 よしなんていう状況ではないのですよ。有効求職者数は8月で3万8,550人ですよね、そして就職者数が3,116人、これは8月ですよ。3,000人の就職者はいませけれども、有効求職者数は3万8,550人なのです。高水準でこれは推移しているのです。私が言った事業主都合の離職者というのは今年の8月の約1.8倍です。雇用情勢はますます悪化

しているのです。

こういう中で、もちろん県でやれることは予算上の制約があるのは私も承知で言っているのです。新しい政府も雇用対策本部を近々立ち上げるようですが、本当に発想の転換をしないと、雇用情勢がますます悪化する中で、現状でいけば残念ながら焼け石に水の状況だと、私は本当にそう思うのです。今の雇用情勢というのは6カ月のつなぎではもたないし、その数の規模も対応できない。

その点は新しい政府にもどういう規模の雇用対策が必要なのかということ、やはり現場の実態から我々は物を考えなければ、やれる範囲で物事をね、これしかできませんではなくて、今失業している労働者の仕事の確保や生活の支援など、そういう立場からどういう施策が必要なのか、それこそ提案型の施策を考える必要があるのではないかと。政府が変わったのだから、私はどんどんやると思いますよ。思い切ってそういうことを知事を先頭に提案していくことが必要ではないですか。これは部長に聞きましょう。

○廣田商工労働観光部長 県内の企業の製造業を中心にした動向も大分自動車などは増産の動きも見えてございますし、雇用の面でも数字上も恐らく少し上向いてくるのかなど我々は期待をしております。また、国のほうがどのような、さらに次の手を打ってくるか、これらも注視しながら、いずれ手綱を緩めることなく我々も頑張っていきたいと思っています。

○斉藤信委員 それで、看板はまだ変わってないようだけれども、経済・雇用対策本部ということで経済対策も一緒にやるのだということですが、名前は変わったけれども、体制は変わってないのでしょうか。全部局、振興局を挙げた体制だという割には、事務局の体制というのは雇用対策・労働室でしょう。これでは話が違うのではないかと、経済対策も一緒にやるというのだから。雇用対策でさえ対応できていないのが実際ですよ。それに経済対策も含めてというのであれば名前にふさわしい体制も必要なのではないですか。

○伊藤雇用対策・労働室長 組織そのものについてでございますけれども、雇用・対策労働室は全庁の事務局というふうな形で取り組むということでございます。

事業の取り組みというものについて、これは私ども雇用対策・労働室だけで取り組むものではなくて各部が雇用創出あるいは地域経済の活性化に向けてどんなことができるかということで、各部が主体的に取り組むということをより強調していくことでございますので、私どもとしては大変であることには間違いのないわけですが、いずれ各部にも現在の体制の中で頑張ってくださいというふうなことでございますので、私どものところに人数がきたから急にどうだということではないので、いずれ今の体制の中で精いっぱい頑張っていくということですし、これまで以上に経済関係のヘッドである総合政策部とも公式の場のみならず、非公式の場においてもいろんな意見交換しながらやっていくことでございますので、当面は現体制で頑張っていきたいというふうに思っています。

○斉藤信委員 当事者は悲壮な決意ですね。経済対策もこれは大変なことですよ。事務局というのは、実際に仕事を整理して、問題提起をするところなのですよ。政策立案の機能も持

つわけです。ただ集計するだけではないでしょう。だから、新しい大きな仕事がふえたにもかかわらず同じ体制だと、私は極めて残念。これは私の意見として、やるのだったら本気で、それこそ県政の最も重要な課題ですよ、今経済対策、雇用対策というのは。そういう点でいけば思い切った体制も構築してやるべきではないかと、これは意見だけ申し上げておきます。

予算書の65ページ、私も滝沢村のIPUイノベーションパークについてお聞きしたいのだけれども、そもそも総事業費、全体の構想というのはどういうものなのか。これは滝沢村も絡んでいるのではないかなと思うのですけれども、これは県だけの事業なのか。どういう構想、どういう事業なのかというのを教えてください。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 県ものづくりソフトウェアセンターの件でございますね。この事業につきましては……

○斉藤信委員 IPUイノベーションパークですよ、私が聞いたのは。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 はい、失礼しました。IPUイノベーションパークにつきましては、これは先ほど申し上げましたが、県と県立大と滝沢村の3者が連携して取り組む事業ということでイノベーションパーク事業となります。役割分担は、県は用地、これは先ほど申し上げました県立大学南の現在畜産研究所所有の土地を提供するという趣旨でございます。それから、滝沢村は用地造成、実際の土地の造成と工房建設とパークの実際の運営を行うということでございます。

それから、県立大学はそこに対するいろいろな県立大学のポテンシャル機能を提供する、産学連携なり共同研究のシーズを提供していくというようなことで3者の共同事業ということで行っていくものでございます。

今年度、用地造成設計を滝沢村が行います。それから、来年度に実際に滝沢村が用地造成、それから企業立地区画の整備に入ってもらいまして、平成23年4月に企業立地区画の供用開始、それから貸し工房の建設を平成23年4月以降に行いまして、平成24年の1月から貸し工房が供用になるという予定でございます。

○斉藤信委員 総事業費は幾らですか。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 その土地造成と、それから建物整備は滝沢村が行いますので、今具体的な数字は手元にありません。

○斉藤信委員 県、県立大学、滝沢村の共同の事業なのだから、全体の事業構想というのはあるはずなのです。あとでしっかり教えてください。

それで、結局この中身は貸し工房、企業用地ということになるわけですよ。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 はい。

○斉藤信委員 滝沢村に盛岡西リサーチパークがありますが、あそこは今どうなっているのですか。このリサーチパークというのは、あそこですごく苦勞したのです、分譲がね。また同じようにこういうのをやって、見通しを持ってやっているのですか。ただ貸し工房と企業用地を今の時期につくるだけで、これは本当に産業振興になるのかと私は単純に思うの

です。今どんどん企業が撤退して、滝沢村にはリサーチパークという、そういう経験もあるわけですよ。あのリサーチパークの実態も教えてください。今どううまくいっているのか、私はこれ慎重に見なければだめだと思います。

あと J S T の研究拠点というのは、一度は採択されたのですね。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 まだです。

○斉藤信委員 そもそもまだ採択されてないの。では、中止もなにもないではないですか、そうすると核もないと。採用されたものが中止になるというのではなく、そもそも正式に採択がまだされてない、厳しいかもしれないですね。その具体的な研究拠点でどういうことを提案したのか、どんな機能を持った研究拠点を提案したのかを示してください。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 まず、イノベーションパークの見通しでございます。県立大学のソフトウェア情報学部もございますが、ここは全国で最大のソフトウェア人材を輩出する教育機関でございます、こういった県立大学のソフトウェア情報学部の人材供給、ポテンシャルに期待をして、今イノベーションパークの一角にイノベーションセンターという滝沢村が今年度整備をした施設がございますが、そういった施設にも県外からの企業が立地してきている、入居してきているような状況でございますし、入居した企業におきましても、今後さらに拡大をしていきたい、県立大学のこういうポテンシャル、人材を活用しながら拡大していきたいという要望が出てきております。

それから、県立大学では今組み込みソフトと言われるものづくりに使われるソフトのそういった教育、研究をやっておりますが、今後ますます自動車がエレクトロニクス化されていったりとか、あるいはロボットといったようなことにどんどん産業が展開していく中で、ソフトウェアの果たす役割が大きくなっておりますので、県外の企業からはこういった県立大の機能に大変期待が大きいということで、そういう要望もあるということでこのイノベーションパークについては計画したものでございます。

それから、J S T の産学官共同研究拠点につきましては、具体的には今申し上げました県立大学で行っております組み込みソフトの基準、こういったものを中核にしながら今後のものづくりに必要とされるソフトウェアの技術を導入する、地域のものづくり企業が導入していくようなことをこの拠点の中で行っていこうということでございまして、特にものづくりとソフトウェアの融合というのはそういう形でございます。

それで、ものづくり産業へのソフトウェア技術の導入による生産性の向上、付加価値の向上を目指す。それからハードウェアとか、ものづくりといったプロセスを理解したソフトウェア技術者を育成していく。

それから、これは結果的にということでございますが、県立大学の卒業生の地元定着にもつなげていくといったようなことを構想いたしまして、県立大とそれから県と、今回の場合の提案は産業界も一緒に提案主体に入るということでございまして、産業界も入っております組み込みシステムコンソーシアムという団体、この3者が連名で提案したものでございます。

それで、ヒアリングは実際終わっております。本来であれば9月下旬から10月上旬に採択結果が出るという予定でしたが、今回の補正見直しの関係で採択の通知がおこなわれているというものでございます。本来であれば、この補正予算の段階では採択が、この県議会の前にわかっていた可能性がございますが、こういう状況にあるというところです。

○保企業立地推進課総括課長 滝沢村にございます盛岡西リサーチパークが現在どうなっているかということでございますけれども、こちらは盛岡のほうから小岩井に行く手前のところに、盛岡西リサーチパークということで総面積がおよそ11.4ヘクタール、22区画の分譲地がございまして、現在その分譲率は約54%というふうになっておりますが、現在でも引き合い等もありまして、交渉中のところもございまして、必ずしもここが停滞して売れ残ったままうまくいかないという状況になっているというわけではないというふうに考えております。

○斉藤信委員 盛岡西リサーチパークはつくられてから何年たっているのですか。それで、今54%ということは、今引き合いがありますなんて、そういうのは弁解にもならない。そういうところがあるのに、なぜまたやらなければだめなのか。

民間企業からいうと、アイシンだつて組み込みソフトの会社を盛岡に立ち上げたのではないですか、必要なら民間が立ち上げるのですよ。

そういう意味で、県立大学がソフトウェア技術者の重要な供給源で、残念ながら県外に出る、そういう残念な時代ですよ。それを県内で最大限生かしたいというのは大事なことです。しかし、民間が必要なのは民間が自分で誘致するのですよ。自動車関係だつてみんなそうでしょう。アイシンだつて自分でやっているのではないですか。ところが、そこに十分就職させきれていないというのが、もう一つの実態なのです。

情報関係というのは広大な敷地は要らないのです。建物は今たくさん空いているのですよ。現有の例えば盛岡西リサーチパークにしても、建物にしても、これからどんどん逆に余ってくるのではないかと、その有効活用こそ必要なのではないですか。分譲率54%の盛岡西リサーチパークをそのままにして、またやるというのはね。また、全体の事業費も出ないけれども、どうですか、どのくらい金をかけるものなのですか、まだ出ませんか。

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 すみません、お待ちください。

○斉藤信委員 では、調べている間に。では70億円の中小企業経営安定資金貸付金ね、これは300億円から600億円という規模で、これは中小企業の要望にこたえるものだというふうに思います。

それで、今の中小企業の実態はどうなっているのか。先月も倒産は4件で少なかったようですけども、東北の中でも岩手県の倒産件数は決して少なくないし、負債総額が一番多いのではないですか。だから、なかなか厳しい状況が続いているのではないかと思います。今のこの中小企業の資金需要を含めた経営実態、中小企業の状況をどういうふうに把握されているのですか。

それと、県内の事業者数の90%以上を超えるし、従業員の8割を占めますから、こうい

う中小企業対策というのは、まさに県政の柱だという点で、資金対策以外の中小企業支援策というのは、どういうことを考えられているのか。どういうことを求められているのか。そういうことも含めて教えていただきたい。

○阿部経営支援課総括課長 まず、県内の中小企業の状況、経営の状況ということでございますけれども、大きく政府あるいは岩手県の景況調査を見ますと、依然として経営状況は厳しい状況にあるものの、このところもち直しが見られるというふうな状況でございます。これは内閣府の月例経済報告でございます。

一方、岩手県の最近の景気を見ますと、一部に変化の兆しが見られるということになっておりますが、依然として厳しい状況が続いているという状況でございます。

私ども地域の商工関係機関、金融機関等を訪問いたしまして、各地域における中小企業の状況についてヒアリングをしましてしておりますけれども、そういった状況の中で、統一して言えるのは、やはりまだ仕事が十分供給しておらない、好調時の7割、6割程度のところまで来ているけれども、今後それがピーク時のところまで戻るかどうかというのは全く不透明であるというふうな認識を持っております。

こうした中で、金融状況でございますけれども、既に御承知のように昨年10月から始められた緊急保証制度の実績と言いますのが、現段階で申し上げますと、国の緊急保証制度の8月31日現在の保証実績を申し上げますと、岩手県では4,885件、757億円余となっております。この中で、最も利用が大きい県の中小企業経営安定資金の実績でございますけれども、これは21年8月末現在で1,010件、176億5,000万円余というふうになっておりまして、引き続き利用が伸びているという状況でございます。今年度の実績で申し上げますと、今年度予算300億円に対しまして、8月末現在では前年同期比で269%、達成率で58.9%というふうな状況になってございます。

それから金融制度以外の指導、経営支援でございますが、これは県下の商工会、商工会議所による個別の経営相談を通じまして、経営支援それから金融支援を行っております。

それから、もう一つは、組合を指導する中小企業団体中央会を経由いたしまして、県下の組合傘下の企業の指導も行っているという状況でございます。

それから、岩手産業振興センターのアドバイザーですか、保有しております専門家、そういった人材を企業等の要望に応じて派遣して、個別の相談に対応しているということでございます。これらの支援制度を広域的に使って、県下中小企業の指導に引き続き当たってまいりたいと考えています。

○高橋博之委員長 斉藤信委員に申し上げます。質疑が長時間に及んでおりますので、ほかに項目がありましたら、まとめるなど迅速な議事運営に御協力願います。なお、執行部も答弁は簡潔にお願いします。

○斉藤信委員 では、最後です。67ページの国際観光緊急対策事業費2,100万円ですね、これは外国人向けのホームページの改訂というか、数年間更新されていなかったと聞いて私はびっくりしたのです。花巻空港のときには外国人観光客を呼ぶ呼ぶと言っていて、岩手

県の海外向けのホームページが全然更新されていなかった。こんなちぐはぐな話はないのではないかと思うのですが、なぜこういうふうになったのか。

今回リニューアルをすれば、絶えずリアルタイムで新しい情報が提供される、そういう体制になるのか。今北海道あたりは中国なんかでは大反響だということを知っているのです。これもインターネット情報ですよ。きのう知事は、自分の外交官のときの話をしていましたが、そういう中身は全然伝わらないのではないかと思うけれどもね、今回の改訂で、リアルタイムでそういうふうになるのかどうかをお聞きします。

○藤田観光課総括課長 お尋ねのありました今回の9月補正予算の国際観光緊急対策事業費の事業の中身で、外国語版のホームページをリニューアルすることにつきましてですが、今まで更新されなかった理由ということでのお尋ねでしたけれども、限られた予算の中で、複数の言語のホームページを管理運営してきたということで、言語ごとに整理するというので、その更新を本当に少しずつやってきたというような、そういう状況でございます。実際には翻訳経費等の理由もありまして、その情報更新が不十分であったというようなそういう課題を抱えていたというふうにご覧いただけます。

今回四つの言語につきまして、全面的にリニューアルすることにしておりまして、特に外国人の方、国によって好みのデザインですとかレイアウトがあるというふうにご覧いただけますので、そういった外国人の視点に立ったホームページにするということで英語版、韓国語版、中国語につきましては簡体字版と繁体字版ということで、四つの言語につきまして整備をするということでございます。特に東アジアの外国人の観光客の方々が、個人旅行に最近シフトしておりますので、そういった方々は、まず初期情報としてホームページから情報を得るといったような、そういう傾向が強いというふうにご覧いただけますので、そういった方々に適切に情報提供できるようなホームページを作成したいというふうにご覧いただけます。

○斉藤信委員 更新するシステムはできるのですか。

○高橋博之委員長 挙手をして質問をしてください。

○斉藤信委員 もう終わるから。

○藤田観光課総括課長 更新につきまして毎年確実に情報を更新できるような、そういった管理体制でいくというふうにご覧いただけます。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はございませんか。

○高橋元副委員長 職業訓練の関係なのですが、地域ニーズに合った職業訓練コースを新規設置するという事柄なのですが、この中身についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは、先月開かれた会議の資料をもらっておいたのですが、これによりまして希望はあっても訓練を受けられない方がかなりあるということもございまして、また新規の就職、求職と職につかれた方と大分ギャップがあるのですが、地域的なものなのか、求職者が合わなくてみずから就職しないのか、求人が6,000人ぐらいあって就職が3,000人

台とかという数字があるのですけれども、その辺のギャップについての説明をお願いしたい。

もう一点は、金融機関との協定ということで、岩手銀行と三菱東京UFJ銀行でしたか、これについて協定を目指しているようなのですが、その辺の進捗状況についてお尋ねします。

○川村雇用対策・労働室労働課長 職業訓練の内容についてでございますが、1点目はIT関係のビジネス科なりを、地域の有効求人倍率の低い地域なり、応募者の多い地域に対して職業訓練の機会を設けて訓練コースを設定しているものでございます。戦略的な部分で3か月コース等を設けまして、求職、職業訓練の需要の多い地域に対して重点的に配分し、訓練を受けていただく機会を設けようとしているものであります。

職業訓練を受けましても必ずしも仕事につけないというふうなことがあるかと思えます。それは地域の求職状況にもよるかと思えますが、実際職業訓練のコースの設定につきましては、職業安定所、あるいは訓練施設等の意見を聞きながら、地域の実情に近い状況で、コースを設定するように努力しておりますが、必ずしも訓練施設が持っている施設設備が十分とは言えない、地域ニーズ、要求に十分合うとは言えない部分もありますので、その点は勘案しながら最大限職業訓練ニーズに合致するような形でコースを設定して、訓練を受けていただくというふうに努力しております。

○保企業立地推進課総括課長 協定の関係につきましてお答え申し上げます。

岩手銀行、それから三菱東京UFJ銀行と、私ども県との間で協定を結びたいということで、これはもう去年の11月28日に協定締結式という形で協定を結んでございます。これは主に、私どもといたしましてはメガバンクの持つ人的な資源ですとか、情報をその地域でできるだけ活用させていただきたいという観点から、例えばセミナーでの講師を派遣していただくとか、あるいは私どもが企業誘致活動を進める上で三菱東京UFJ銀行が開催するイベント等でさまざまPRしていくことですか、そういったことをやってきております。

そういう意味で、今後ともお互いに何か人的な支援なり情報なりを使えるような事業があればその都度相談しながら企画をしていきたいと考えてございます。

○小西和子委員 51ページのワーク・ライフ・バランス推進事業についてお尋ねいたします。

これまではワーク・ライフ・バランスを推進するために、商工労働観光部としてはどのようなことを実施してきたのかということと、この調査内容、啓発事業についての詳しい内容をお示してください。

それから、ワーク・ライフ・バランスの理念をこの不況時にどのように生かしているのかということもあわせてお願いいたします。

○川村雇用対策・労働室労働課長 ワーク・ライフ・バランスの普及につきましては、これまでセミナーでありますとか、あるいは企業部門を対象とした研修会的な講座等を開催い

たしまして、啓発普及に努めてまいりました。また、労働いわてメールマガジン等によりましてホームページによって情報提供をしてきたところでもあります。

啓発理念をどのようにアンケートに生かしていくかというふうなことでございますが、まず一つは本県の労働環境の実態を把握するというのが一つ大きな調査のテーマがあります。そして、もう一つ、ワーク・ライフ・バランスの趣旨について、それぞれ調査を行いながらPRあるいは啓発をしながら調査を行っていきたいと考えております。

いずれ、企業を1件1件回りながら、基本的に訪問しながらこういった普及とアンケート調査というふうな両面で実施して、それらを取りまとめた上で、次年度以降の事業に生かしていきたいというふうに考えています。

○伊藤雇用対策・労働室長 補足でございますけれども、ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、全国各都道府県ごとに、本県では岩手労働局を中心に、仕事と生活の調和推進会議というのを設置してございます。ワーク・ライフ・バランスにつきましては、平成19年12月に憲章等ができて、まさに本格的にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうということでスタートしているところでございます。

したがって、調査の関係につきましても、個々の実態についてはあるのですが、仕事と生活の関係の実態はどうなっているかというのが明確でないというのが現在の状況です。

そこで、岩手仕事と生活の調和推進プログラムということで、私どもは部長、それから保健福祉部長も実はこの岩手労働局が主催する会議のメンバーとなっております。その中で重点目標として、労働時間の削減が一つ、それから二つ目として年次有給休暇の取得の促進、三つ目が育児休業取得率の向上、それから四つ目が子育てしやすい環境の整備、五つ目が特別休暇制度の創設。こういったものについて積極的に普及啓発していこうという取り組みを掲げたところでございます。

したがって、県といたしましては今回のワーク・ライフ・バランス推進事業を通じて、今の四つの重点目標の実態がどうなっているかというのを明確に把握し、今後どんな手立てをとっていくべきかということについて資料を収集しようというのが今回のワーク・ライフ・バランス推進事業の基本的な考え方でございます。

したがって、この調査結果を踏まえて、次年度以降でございますけれども、新しい長期計画におきましてもワーク・ライフ・バランスの推進というのを重要な取り組み課題として掲げてございますので、今後今回の調査を踏まえて、どんな取り組みが可能かも新しい状況下の中で考えていきたいというふうに思っています。

○小西和子委員 尊厳ある働き方ということを実現するためにも、ぜひ力を入れて推進していただきたいと思います。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○黒澤科学・ものづくり振興課総括課長 先ほど斉藤委員から御質問がありました I P U

イノベーションパークの総事業費でございます。総事業費は約7億円でございます。用地造成、土地、企業立地区画整理に約2億円、それから工房整備、施設整備に約5億円ということでございます。この事業費につきましては、今後、滝沢村のほうでさらに精査していくということになります。

それから、施設整備につきましては、この2分の1が経済産業省の補助金を充てていくと仮定しているということを予定してございます。

以上であります。

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければこれをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 私、全体としては賛成をします、70億円の企業安定資金の増額補正など雇用対策もありますので。

ただ、今のイノベーションセンター、これは残念ながら、核になるJSTの施設が採択されていけば一定の根拠が出てくるのだと思うけれども、それがまだ見通せないという点と、あともう一つはこの間の企業誘致の仕方といいますか、一方では工業団地を造成して54%しか分譲してない。あと先端技術の場合には今の建物も活用できる可能性はあるのです。これは結構あいてると。だから本来既存施設の活用ということをまず考えるべきではないのかと、私はそういうふうに思います。

あとワーク・ライフ・バランス、今取り上げられましたが、労働時間の短縮という点では、岩手県が一番長時間労働なのです。所得は低い、労働時間は長いというのが岩手の現状なので、そのことの打開に真剣に取り組む必要があるのではないかと。今回の雇用対策は調査事業ばかりですけども、本当に調査を生かして施策が進むようにということを求めておきたいと思います。

○高橋博之委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 誘致企業の撤退、合理化問題に絞ってお聞きをします。

一つは、ソニーEMCS千厩テックが870人いたわけですが、年内に工場閉鎖をするという、こういう計画のもとに424人の正職員が退職に追い込まれ、異動には126人と、333人の派遣労働者がさらに雇いどめされるという深刻な事態です。このソニーの工場閉鎖とい

うのは、現段階で考えても、一片の道理もないものだというふうに思います。事態はここまで来ているのですけれども、しかし私はこのままソニーの問題は見過ごせないと思うのです。やはり知事を先頭にして、この工場の最後まで存続、何らかの形で地元での雇用確保をするべきです、3兆5,000億円の内部留保をソニーは持っていますから。

そして、ことしの3月末決算は1,000億円弱の赤字でしたが、1年前は3,000億円以上の黒字なのです。今まで労働者を絞ってため込んだ黒字というものを雇用の確保、地域経済のためにこそ使うべきであって、雇用に熱心な勝部市長も実現したようですから、一関市とも力を合わせて、知事を先頭にこういうことは許せないと、最大限の工場の存続を求める対策を特別にとるべきだと思いますが、いかがですか。

○保企業立地推進課総括課長 ソニーEMCS千厩テックの閉鎖問題につきましてですけれども、前回の委員会で御報告申し上げましたとおり、5月に副知事あるいは7月には知事もソニー本社に赴いて、今のお話ありました千厩テックの存続あるいはグループ企業による何らかの形で仕事の継続、そういったようなことを含めましてさまざま要請をしているところでございます。また9月15日には、ソニー本社から幹部の方がおいでになった時期をとらえまして、私も部長のほうからも改めてそういうことについて強く要請をしておりますし、何回となく事務的には折衝もしているということで、これからも今お話がありましたように非常に大きな案件ということは、私どもも承知してございますので、必要に応じてまたトップ層が要請に行くといったことも含めまして、最大限努力していきたいというふうに存じております。

○斉藤信委員 ぜひこれは退職せざるを得ないというもう人がもう出ているわけでね、それと333人の派遣労働者は何の保証もないのです、雇い止めですから。実は5月発表された工場閉鎖のときには、派遣労働者は280人だったのに、仕事がふえて333人になったのですよ。仕事が減っているのではないのです。二重、三重にソニー本体が新たな利益を上げるという体質のために、労働者と地域を犠牲にするやり方です。こういう大企業の横暴というのは、8月30日の総選挙で審判を下された中身なのです。だから大企業の横暴は許されないのだと、こういう立場に立って、できるだけ早く知事を先頭にこのソニー問題については対応していただきたい。

二つ目に、富士通の問題を取り上げたいと思います。私は前回9月のときにも取り上げたのですが、事態が進展をしています。聞くところによると1,000人を超える再配置計画であります、800人余が退職に追い込まれるのではないかと。これは本当に深刻な事態ですよ。そして、私が前回指摘したように富士通は配置転換ではないのです。一度正社員の首を切って、関連企業に派遣などで再雇用、再配置するというやり方で、事実上の首切りなのです。そういう意味で、富士通という大企業のやり方というのは、本当に許されるものではないのです。一つは現状をどう把握しているのか。例えば600名余、岩手県の工場に残すとなっているのだけれども、労働者の希望調査には地元で残るという選択がないのです。やめますか、再配置に応じますか、こういう希望の取り方ですからね。私は地元に残るという選択肢も労

働者に与えなくてはだめだと思っているのです。

そういう中で、例えば介護ネット、わずか定員 40 人で時給 1,000 円の劣悪なものですよ。40 人のところに 160 人が希望したというのです。いわば再配置に応じれない、そういう劣悪な中でもそういう希望があるとは私は本当に残念でならないのだけれども、そういう点で事情をどういうふうに把握しているか。

北上の予定だそうですが、ソフト開発会社で 250 人募集すると言っています。しかし、これ郡山の場合には、試験、試験、試験で、実際には 1 割程度しか採用にならなかったという代物で、私は 250 人というのはまやかashiではないかと思うのです。

そういう点でも、富士通の問題も 10 月末から第 1 次の再配置が 228 人規模で始まると、12 月には 557 人、3 月は 263 人、6 月 83 人と、私聞いていますが、今月末から首切り再配置が実際に始動しますので、この点でも正職員を一方的に首を切るようなやり方というのは行ってはならないし、最大限労働者の希望を尊重する対策を取るべきだと思いますが、実態をどういうふうに把握しているのか、そして県はどのように、その後、対応してきたのかを示していただきたい。

○保企業立地推進課総括課長 富士通マイクロエレクトロニクス株式会社岩手工場の件でございますが、これにつきましても前回に引き続きということでございますが、私ども頻繁にエントリーはしてございます。先週ですけれども、富士通マイクロエレクトロニクスの本社から幹部がおいでになる機会がありましたので、副知事に会っていただくという機会を設けまして、副知事からも再編計画の再考ということは事実上今は厳しくなっておりますけれども、可能な限り岩手工場あるいは県内での就職先の確保、それから将来の生産体制とか、工場の維持、存続ということも含めまして、強く要請しているところでございます。

富士通グループの介護事業の関連会社でございますケアネットの立地につきましては、これは会社のほうから正式な発表がございまして、40 人ということでございましたけれども、現在 50 人ぐらいを何とか採用して、地元を雇用を残したいというお話を伺っております。

また、一部新聞の報道等では、ソフトウェアの関連会社の立ち上げというようなこともございまして、これに関しましては、まだ会社のほうから正式な発表等がございませんので、詳しいことにつきましては新聞情報等で私どもも把握している段階でございます。

いずれ退職者がどうなるか、あるいは現在の、今お話ありましたソフトウェア関連会社がどうなるかということも含めまして、まとめ次第、県に報告するというのを聞いておりますので、そういうことも注視してまいりますし、引き続きソニーの問題と同様、しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 これですべて最後になります。最後は関東自動車です。関東自動車は最近 150 人期間工を採用すると。7 月末まで期間工を毎月首切って、わずか 1 カ月たったら今度は 150 人採用だと。こういうやり方というのはいかがなものかと。首を切られた労働者の中には、自殺に追い込まれた人もいますのですよ、生活を奪われるのですよ。そして、今回も期間工でしょう、6 カ月雇用ですよ。必要になったら非正規で採用して、ちょっと景気が悪くなったら

すぐ首を切るといふ、こういうやり方といふのを、本当に今は根本から見直す時期に来てい
るのではないかと。景気の調整弁にしてはならないと。

私は、関東自動車については、長く期間工として働いている熟練労働者は直ちに正規にす
べきだし、今回採用された150人にしても、6カ月で首を切るようなことがあってはならな
いと思います。せめて数年ぐらいの見通しで正規の労働者を確保するということをしてい
く必要があるのではないかと。7月まで首を切って、9月からはまた期間工の採用といふ、こ
ういふ景気の調整弁にするようなやり方といふのは見直すべきではないかと。関東自動車の
新たな現状も含めて、どう対応しているか示していただきたい。

○保企業立地推進課総括課長 関東自動車工業株式会社岩手工場でございますけれども、
岩手工場の生産台数はこの冬、一時能力の半分以上に落ちるといふような状況で、非常に厳
しい状況にございました。その中にあっても、可能な限り雇用の維持に努力をして、何とか
なるべく会社としても維持していただくという努力をいただいていたものと考えておりま
すが、維持できないという部分につきましては、やむを得ず雇い止めになったといふふう
に考えております。

今般の期間社員150名の規模で募集がござっておりますけれども、来年1月から2車種、
これは三河地区のほうから生産移管がされるということで、これに対応するものでござい
ます。この移管に関しましては、トヨタが東北地域へ小型車の生産を集約する大きな方針の
一環であるといふふうに思っておりますが、関東自動車としても、生産の落ち込んでいる岩
手工場に対して、何とか生産を拡大したいといふような働きかけをしたと聞いております。

いずれ関東自動車におきましては、これまででも計画的に、なるべく期間社員から正規社員
に転換する、登用するといふことをしてございまして、今後、私どもとしては、そういったこ
ともお願いしながら、何とか労働、雇用の確保をお願いしたいといふことで進めてまいりた
いと思っております。

○高橋博之委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工
労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦勞さまでございました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。議事運営の都合上、日程を変更して教育委員会関係を先に審
査したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○高橋博之委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○法貴教育長 教職員の不祥事と再発防止に向けた取り組みについて御報告申し上げます。

9月19日土曜日午前3時ごろ、公立小学校の教諭が盛岡市内の市道において酒気帯び運転で検挙されております。酒気帯び運転に対する厳罰化あるいは社会の批判が高まってきている中で、こうした不祥事の発生を見たことは、児童生徒や保護者の教育に対する信頼を大きく裏切るもので、まことに残念であり、県民の皆様に深くおわび申し上げます。

今回の事案は、飲酒後、仮眠をとったので大丈夫だろうという本人の勝手な思い込みで車を運転し、検挙されたものです。これを受け、9月25日付で各市町村教育委員会や県立学校に通知を行い、飲酒後は仮眠をとっても絶対に車を運転しないことなどを改めて徹底いたしました。

今後も教職員一人一人に対し、公務員としての意識と倫理観を再認識させるとともに、再発防止に向けた指導の徹底を図ってまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○高橋雪文委員 謝るのは教育長とかそういう人たちではないのだろうかというふうに思いますが、毎回議会ごとにこのような報告があるということは異常であるということと、やっぱり社会的な影響とか、あとは教職員という子供たちを指導する立場、そしてその方々が仮にもやめざるを得ないという状況になると、教育的な意味合いからものすごく大きな問題なのではないかというふうに思います。

今まで教育委員会の対応について信用してきたというところですけども、本当にこのまま信用していいのかという、そういう状況にあるのではないかと思います。とするならば、例えば飲食を伴うときは車を持ってきてはいけないとか、そういうところまで立ち入って、やはり罰則規定をしていくとか、代行代など教育委員会か学校かどうかわかりませんが、本当は個人のお金で代行代ぐらいは出すべきだと思うんですけども、そういう制度を構築するとか、何らかの形でシステムをつくらないと、この問題は解決できないのではないかと。コンプライアンスだけに頼っては済まない問題になってきているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○法貴教育長 公式行事のときには車を持ってきたかどうか、運転免許というか、キーを取り上げるみたいなことは各職場で徹底されてはいるのですけれども、私的なときにどういうことまで徹底できるかということがやはり一人一人の倫理観みたいなものがある。さっき言ったように、酒気帯び運転のほとんどが自分で仮眠をとったから大丈夫だろうというふうな思い込みがかなりありますので、そういうところを公的な場あるいは私的な場でどういう対策が一番いいのか、例えば全員に、酒を飲む方にはアルコールチェックを持たせたほうがいいのかどうかみたいなどころまで含めて、委員の御指摘も考慮して、十分そのシステム化について取り組んでいきたいと思っています。

○中平均委員 簡潔に。今、高橋雪文委員からもありましたけれども、やはりずっと続いてきているわけですね。仮眠を取ったから大丈夫、高速のパーキングエリア、インターの入り口ですか、とめて大丈夫だと思ったという事例も去年だったと思いますが、あったと記憶

しています。これは県庁も含めてだと思のですが、飲酒、酒気帯びでも捕まればもう懲戒免職だというのもわかっていて、あえてそれを大丈夫だろうと、普通一般的に考えれば、民間の企業でも酒気帯びで捕まって免許がなくなると、基本的に仕事で車を使う人たちは、それでもう実質解雇状態に陥るわけです。

そして、先ほど代行代等の考えもしたほうがいいのかというのがあるのですが、一般的には、普通の岩手県内の企業水準から見れば高い給料をもらっているのに何でタクシーを使わない、代行を使わない、仮眠したから大丈夫という感覚が出るのかがいつも疑問に思うのです。そういった点のコンプライアンスという、ずっとやってきても引き続き出てきてしまう。しかも、どっちかという教育委員会のほうが出ているような気がするの気のせいではないと思うのですが。全体の不幸事の中でのこの酒気帯びということに関してのですね、同じことで恐縮ですけども、そこら辺の再発防止の徹底と、そういうことになってどうなっているか、他県の事例等を見ても事故等の発生も考えていくと、自分が思い込んだだけでは済まない。まして教育に携わっている人であれば、逆にそういうところはもっと徹底していかなければならないのだろうということをお私からも改めて申し伝えさせていただいて、あと法貴教育長初め皆さんのほうからさらに徹底していただきたいということをお申させていただきます。

○高橋博之委員長 次に、教育委員会関係の審査を行います。はじめに議案の審査を行います。議案第1号平成21年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費中、教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○遠藤教育次長兼教育企画室長 それでは、教育委員会関係の補正予算について御説明申し上げます。議案その1の6ページをお開き願います。

議案第1号平成21年度岩手県一般会計補正予算第4号ですが、第1表歳入歳出補正予算の歳出の表中、教育委員会関係の補正額は、10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費までの21億5,609万1,000円を増額しようとするものでございます。その内容につきましては、便宜予算に関する説明書より御説明申し上げますが、金額の読み上げについては省略させていただきます。

お手元の予算に関する説明書の83ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の管理運営費は、岩手県教育振興基本対策審議会等に要する経費を補正しようとするものであり、また外国青年招致事業費は、外国語指導助手の配置にかかる所要額の確定に伴い減額補正をしようとするものです。4目教育指導費の児童生徒健全育成推進費は、国庫補助事業の決定に伴い所要額を補正しようとするものです。特別支援教育推進事業費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、県立学校等に配置している特別支援教育補助員を5名増員するほか、国の機関からの受託事業の確定に伴い、所要額を補正しようとするものです。就職支援相談補助員配置事業費は、緊急雇用特例基金を活用して、県立学校に配置している補助員20名の配置日数を当初計画の100日から20日ふやしまして120

日に増加しようとするものでございます。指導運営費は、国庫補助事業及び受託事業の決定に伴い所要額を補正しようとするものです。

84 ページをお開き願います。5目教育センター費は、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、経年劣化による整備が必要な冷暖房設備を更新しようとするものです。

次のページの3項中学校費、1目教職員費は国庫補助事業を活用し、生徒指導等で課題のある中学校に、教員の取り組みを支援するための非常勤職員60名を配置しようとするものでございます。

86 ページをお開き願います。4項高等学校費、2目全日制高等学校管理費は事務職員の欠員補充のための経費を補正しようとするものでございます。4目教育振興費の情報処理教育設備整備費は、県立学校における教育用パソコンのリース契約実績に基づき減額補正しようとするものです。次の高校奨学事業費補助、それから3行飛びまして、高等学校等生徒修学支援基金積立金でございますけれども、国の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を活用いたしまして、高等学校等の生徒に対する奨学金事業及び私立学校にかかる授業料減免に要する経費の財源に充てるために基金の造成を行うとともに、その基金を活用いたしまして、財団法人岩手育英奨学会が行う奨学金の貸与に要する経費の補助を増額しようとするものでございます。

2行戻っていただきまして、定時制、通信制修学資金貸付金は、貸付対象者の増加見込みに伴い所要額を補正しようとするものです。5目学校建設費の体育館建設事業費及び校舎大規模改造事業費は、高等学校における安全な教育環境を確保するため、経済危機対策臨時交付金等を活用し、体育館及び校舎の耐震補強工事等を前倒しして進めようとするものでございます。

次のページの5項1目特別支援学校費の管理運営費は、特別支援学校における教育用パソコンのリース契約実績に基づき減額補正しようとするものであります。施設整備費は、一関清明支援学校の教室不足等を解消するため、経済危機対策臨時交付金等を活用し、移転先として予定している旧一関農業高校の校舎の耐震補強及び大規模改造工事等に要する経費を補正しようとするものです。

88 ページをお開き願います。6項社会教育費、1項社会教育総務費の生涯学習推進費は、緊急雇用特例基金を活用しまして生涯学習推進にかかる実態把握調査等を本県が実施しようとするものであり、指導運営費は国庫補助事業の決定に伴い、所要額を補正しようとするものです。2目文化財保護費の文化財保護推進費は、国庫補助事業の決定に伴う所要額を、それから世界遺産登録推進事業費は、平成23年の世界遺産登録での達成を目指し、推薦書作成に要する経費等を補正しようとするものです。6目美術館費は、緊急雇用特例基金を活用して、県立美術館が所蔵している美術品のデータ整理を実施しようとするものです。

90 ページをお開き願います。7項保健体育費、3目体育施設費は、経済危機対策臨時交付金を活用し、ジャンプ競技場のジュニア選手の育成確保のための25メートル級ジャンプ場を整備するほか、当初予算に計上しておりました県営陸上競技場の第2種公認のための

改修について、年度内の出来高確保が困難となったためこれを減額し、今回新たに経済危機対策臨時交付金を活用した事業として予算化し、県営陸上競技場の第2種公認のための改修とともに経年劣化により改修が必要な外壁補修等の工事をあわせて実施しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 簡単に聞きたいと思います。国体選手強化設備事業でございますけれども、県立の運動公園の改修がここに入っているということでございますが、第2種を維持するための工事と、外壁の工事ということでございますけれども、外壁もかなり傷んでいるということで、こういう形でやっていただくということでございますけれども、どのレベルまで改修をして整備しようとするのか、その辺のこれからの考え方を少しお聞きしたいのですけれども、今回の第2種の改修と外壁で終わるものなのか、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○川口スポーツ健康課総括課長 運動公園陸上競技場の改修についての御質問でございますけれども、まず第2種改修工事につきましては、前にも御説明を申し上げる機会がございましてお話し申し上げましたが、走り幅跳びの助走の砂場、これを6カ所にふやす、それから走り高跳びのピットの舗装改修、それから400メートルトラック内の芝生の改修、また芝の張りかえ、走路全体の洗浄、白線の整備というようなことがその内容でございます。

また、これにあわせて行います外壁等の改修工事の内容でございますけれども、基本的にはバックスタンドの防水改修工事、それから塗装改修工事、それから鉄骨の階段とか外壁等の塗装改修工事というようなものをあわせて行うというような内容でございます。

この県営陸上競技場の改修につきましては、基本的に第2種公認ということをどのような整備によって取得するかというようなことでございまして、そういう中身を盛り込んだのが陸上競技場の第2種公認改修でございます。

今後につきましては、基本的には今回の改修によって、公認の第2種競技場ということの認可、それは獲得できるというふうに考えておまして、その後のことにつきましては、その競技場の劣化状況等を考えながら、さらに今後検討していくというふうな考え方でございます。

○高橋雪文委員 もう1点ですけれども、今回の改修をしたことによって、県立の運動競技場ですけれども、どれくらい維持できると思っているのか、その見積もりとか見込みとものをどういうふうに考えておられるか教えていただきたいと思います。

○川口スポーツ健康課総括課長 これは今後の使い方あるいは状況等によって、いろいろまた変化があるだろうと思っておりますけれども、今の段階でいつごろまでというような見通しというものについては、ちょっとお答えできる段階ではないと思っております。先ほど申しましたように、必要に応じて補修、改修をしていくというような考え方でございまして、競技力向上の観点からも、第2種の競技場というものは維持していきたいというのが基

本的な考え方でございます。

○小西和子委員 86 ページの高等学校等生徒修学支援基金積立金にかかわって質問をさせていただきます。

この経済的な不況によりまして、教育の機会均等が失われるのではないかという危惧があり、それに対処するためのものと思われましても、過去5年間ほどさかのぼっての授業料減免者の数とか、奨学金制度を利用している人数、額等は把握しているのでしょうか、お伺いいたします。

○佐藤企画課長 まず、今回の修学支援に係る部分でございますけれども、授業料の減免の状況でございますが、過去5カ年ということで平成16年から平成20年度まで数字がございます。平成16年度は減免者が2,061名、平成17年度が2,128名、平成18年度が2,351名、平成19年度が2,355名、平成20年度が2,607名ということで、近年増加の傾向がございます。

それから、奨学金の貸与の実績でございますけれども、こちらのほうは日本学生支援機構から移管されたのが平成17年度からでございますので、平成17年度以降の貸与実績等をお知らせいたします。まずタイプAというのが、日本学生支援機構から移管された部分でございます。こちらのほうが平成17年度は517名、これに従前からあった県の単独事業を含めると、622名ということになります。以下平成18年度は、AタイプBタイプともに合わせて1,228名、平成19年度は2,038名、平成20年度は2,161名というふうな、こちらのほうもふえてきてございます。

なお、17年度からの日本学生支援機構の関係は、ここから新たにということで、そこから3年次の学生がふえてくるということで、増加になっているものでございます。

○小西和子委員 貸与額はわかりませんか。

○佐藤企画課長 失礼しました。授業料の滞納状況でございますけれども、こちらほうの単年度ごとに収入できなかった、納めていただけなかったというところがございますが、平成16年度は480万円弱、平成17年度が600万円強、平成18年度が650万円程度、平成19年度になりまして770万円程度、平成20年度は徴収強化等がありまして500万円ほどというふうになってございます。

○小西和子委員 済みません、私の発音が悪くて。滞納ではなくて貸与額ですので、そのことも次に答えていただくということで。それから、貸与というふうになればいつかは返さなければならぬわけですね。その給付型の見直し等はどのようにとらえていらっしゃいますでしょうか。

○佐藤企画課長 貸与実績でございます。平成17年度が1億5,000万円ほどでございます。平成18年度が3億1,800万円ほどとなります。平成19年度が5億3,500万円余、それから平成20年度は5億7,000万円余というふうになってございます。非常に多額になってきてございます。

それで、給付型というふうになりますと、このように非常に多額の財源、貸付原資を必要

としますことから、財源の見通しが立てば可能となると思いますけれども、現時点では非常に厳しいところがあるというふうに認識してございます。

○斉藤信委員 予算書の83ページ、ここに外国青年招致事業費414万円余の減額補正ですね、この理由を示していただきたい。それと去年もちょうどこの9月議会でしたか、いわゆる請負に変えるというので、補正予算を出す前から変えていたという話で大問題になったのですが、その状況はどうなっているのでしょうか。

○佐藤高校教育課長 まず、そこの減額の理由でございませけれども、年度末当初で26名のALTがいたわけですけれども、帰国するかどうかの調査をしたところ、こちらでは10名が帰るといったところを想定していたのですが、14名が帰国の希望を出したということでございます。それで、いわゆるNSへの配置がえを進めていた関係もありましたけれども、実はふえた帰国希望者のうちの2名が学校教育室にいるALT、それから教育センターにいるALTが入っていましたので、ここは通常のALTとちょっと違う業務、つまり学校教育室にいるALTはPA、いわゆる県内全体にいるALTの心理的ケアとか、そういった仕事をいたしますし、教育センターのほうにいるALTは教員研修等で、通常とはまた違う業務、いわゆる授業をするという業務のほかにもありましたので、この二つについてはNSに切り替えることは無理だろうということで、この分だけ補充をして、つまり12名プラス2名の配置。本来16名の枠があったのですけれども、14名で現在運用している。そのため2名の減、これの分でマイナスが生じたということでございます。

それから、昨年度ちょうどこの時期に大変御迷惑をおかけいたしましたけれども、既にここの1月、2月にかけて調査等いたしましてその報告等、いわゆるNSの活用状況の報告は済ませてあるわけですけれども、そのあと4月段階で、また新規に入ってきたもの、この8月からまた新規に入ってきたもの、現在、NS33名、それからALTのほうは14名で、県内の各学校等で授業等を進めているわけです。その後どのような状況かということでございますけれども、ひとまず順調に、こちらで学校等にお願いしたとおり、業務委託の形でもって順調に推移しているものというふうに思っております。

○斉藤信委員 学校の現場で請負契約、業務委託というのは、教育の条理として成り立つのかと、これは私去年も言ったのです。私が調査に行った学校でも、率直に言って使いづらいと、こう話していますよ。大現場の先生が関与できない、指導できないのですよ。こういうことが本当に教育として成り立つのかと、私は根本的な矛盾があるのだと思うのです。本当にこういうことが必要であれば、非常勤職員として配置すればいいのです。そういう教員が必要であればね。外国青年招致事業というのは、これは恐らく外国青年との交流というのが主目的なので、これ自身私は見直しの対象になるのだらうと思います。

教育の必要性から、そういう外国人の非常勤講師というのが必要であれば配置したらいいのですよ。学校長の管理、監督、指導、現場の先生の指導も受けないNSというのは、私は本当に異常な事態だと思います。

そして今、ALTとNSと併存しているわけですね。これは待遇が違うのです。まだALT

のほうが直接雇用ですから待遇がまだいい。これがNSになると請負ですから、大体2割から3割ピンハネですよ。結局雇われる人は、それで待遇がさらに悪化したと、こういう告発もあるのです。ALTとNSで労働条件がどうなっているか、これをまず示してください。

○佐藤高校教育課長 労働条件についてのお尋ねでございますけれども、ALTについては基本的には、前にもお話申し上げましたけれども、いわゆる30万円という報酬は保証されていると。ただし、ここから保険等あるいは年金等の分は自己負担がありますので、約3万円ほど引かれる場合が当然あります。

それから、NSについては、これは基本的に会社のほうですので、こちらとしては把握しきれないところですが、一応契約等の段階としてはALTのおよそ9割程度といったもので算定してございます。

勤務状況等については、既に御承知のとおりALTは1日7時間勤務、NSについては6時間を超えない程度というふうなところで動いてもらっております。

それから、ALTについては、確かにこちらで雇用していることもありまして、直接の指揮、命令等ができるわけですが、NSについては直接やれば当然これは法律違反になります。ただ、これも前にお話いたしましたとおり、SLP、スケジュール・アンド・レッスン・プランといったものを1週間前に会社のほうに提出いたしまして、会社のほうからNSのほうに、きょうはこういう団体でこういう授業をやりなさいというふうなことで、間接的ではありますが、やはり授業等の進め方、中身等については、学校の管理下にあるというふうに思っております。

○斉藤信委員 一つは教育の条理上、校長の管理、監督を受けられない、受けない、そういう外国人講師が、直接生徒に指導する、教育すること自身が異常なことだと思うのです。

もう一つ、今は二つ併存しているのですけれども、労働条件に大きな違いがあるわけですよ。ALTだったら月30万円だと。NSの場合は9割算定で、2割ピンハネされたとして20万円そこそこですよ。これはワーキングプアですよ。外国人を使って、ワーキングプアをつくっているのです。そして自分で住宅も確保しなくてはならない、何もしなくてはならない、交通費もかかる。1人で大体三つ、四つかけ持っているでしょう。

今派遣、非正規雇用の問題が大問題になっているというのに、あなた方は生徒の就職もやらなければならないときに、一方でこういう形で、まさに労働条件がこんなに違うワーキングプアをつくっていいのですか。

教育長、私は教育に本当に必要であれば、きちんと直接雇用という形でやるべきだと思いますよ。そして、同じ外国人講師で10万円近くも待遇が違っていると、こういうことがあってもいいのかと。生徒の就職をやる上だって、これは矛盾に満ちた、こういうことに矛盾を感じない校長だったら異常だと思いますよ。そんなことで生徒の指導も就職指導もできないと思いますが、いかがですか。

○法貴教育長 去年の9月補正の段階でも、こういう議論を何回かやられたのですけれども、ALTからNSに切りかえて採用してやっている県は、岩手県が独自でやっているわけ

ではないので、全国でもかなり切りかわってきているという現状もあります。

あのときもお話しましたけれども、いずれ現状がそういう状態で、どこに問題があるのかということも検証しろということもお話しされておりましたので、入れてからまだ1年ということですので、ぜひ検証しながら委員の御指摘のようなことも含めてどうあるべきかということについても検討してまいりたいというふうに思います。

○斉藤信委員 今の答弁は、何を言っているかわからないのですよ。うやむや答弁ですね、得意の。1年前は、まだ見直しを前提に補正予算を通したという経過がありました。私は、やはり教育、学校の現場で、こういう業務請負は、教育の場で本来なじまないと思う。ましてや、ワーキングプアをつくるようなこういう形、同じ外国人講師でもこれくらい待遇が悪化する、現実問題として悪化しているのです。そして、働いている外国青年からも、これでは生活が成り立たないと。わざわざ日本に来て、ワーキングプアをやっているわけですよ。私はそういう問題を教育者として改善していくべきだと、これは指摘をして次に進みます。

83 ページの教育指導費、児童生徒健全育成推進費が 1,082 万円余、これ減額になっていきますが、これはなぜでしょうか。

○宮学校企画課長 これにつきましては、内容はいわゆる自立支援相談員、あるいは自立支援カウンセラーの配置、嘱託員の配置等の予算でございますけれども、今般国庫支出金等の減額に伴う所要の措置というふうなことでございます。

○斉藤信委員 国庫支出金が減額された。だったら、必要なカウンセラーだとか相談員の配置ができないということなのですか。

○宮学校企画課長 当初予算で計上してございますけれども、できる限り、運用の中でそういった対応が可能となるように進めてまいりたいと思います。

○斉藤信委員 予定した、例えば相談員なりカウンセラーが配備できなくなるのか、これを示してください。

もう一つ、その同じ項目のところ就職支援相談員補助配置事業、先ほどの説明では5人分ということでした。ことしの卒業生の就職状況はまさに深刻と、去年と比べても半分程度で、私は大変危惧しているのですが、これについての対応状況はどうなっているのでしょうか、あわせてお聞きします。

○佐々木産業教育担当課長 現在の高校生の就職内定状況ということでございますが、正確な状況は10月末に県教委では悉皆で調査する予定ですし、それから労働局のほうでは9月末となっております。ただ、我々は就職補助員の関係がありまして20校、実質的には19校ですけれども、電話で確認しました。平均で47%弱ということで、半分を割っている状況であります。例年と比べるとどうかということなのですが、今の段階はそれほど厳しいという状況ではございません。ただ、今後は、内定の割合が昨年と比較して「下がっていくのかな」というふうに考えていますけれども、いずれ学校のほうでは非常にこの点を含め頑張っておりますので、何とかやっていくという状況です。

○宮学校企画課長 先ほどの人件費等の対応の関係でございますけれども、結果的に金額

等が落ちたことに伴いまして、対応の人数等は変えない形にしておりますけれども、時間とか、日数の中で調整して対応していくと。

○斉藤信委員 高校生の就職問題で、速報でしょうけれども 47%弱と、これから厳しくなると。特に労働局の資料を見ていると、県内の求人が減っている。県内の高校生の求人倍率というのはたしか半分以下でしたね。大変深刻だと思うのですよ。高校生が最初に社会に飛び出すときに仕事がなかった。まさに人生の第一歩でつまずいてしまうということになるので、本当に万難を排して、手立て、体制をとって取り組んでいただきたい。

次に 85 ページ、教職員費で 60 人の国庫補助事業、非常勤職員を配置するということがありました。この国庫補助事業というのはどういう目的の事業なのか、これは教員資格を持った職員の配置となるのか、どういう役割を果たすのか、これを示していただきたい。あわせて中学校の場合はことしから 35 人学級を試行で実施しましたね。私は取り組んでいるところは大変好評だと聞いております。ぜひ間を置かないで、来年から全県で実施してほしい。そのために何が必要なのか、また今の状況はどうなっているのか、このことを示していただきたい。

○菊池小中学校人事課長 斉藤委員の質問についてですが、文部科学省が行っております外部人材活用事業というのがございまして、これに補助金申請を行いましたところ、めどが立ったということで、年度途中ではございますけれども、実施するということになりました。この学校生活サポートの推進員ということでございますが、現在学習指導あるいは生徒指導について緊急的な改善が必要な中学校を対象に教員の取り組みを下支えする非常勤の職員を配置して、教員の指導の充実を図るためにこの事業を創出しております。

具体的にはこの推進員、非常勤につきましては、例えば課題を抱える学級あるいは学年に入っていただきまして、継続的に生徒への相談、学習等の支援に当たっていただく。そして、担任の生徒指導等のサポートに回っていただく、そういう趣旨で配置するものでございます。

○法貴教育長 今菊池課長が話したとおり、もともと文部科学省では外部人材活用ということで、1万5,000人の予算措置をしている部分ですが、ことしの当初予算でなかなかめどが立たないということで9月補正まで引っ張ってきましたけれども、半年分ということで、60人のめどが立ったということで補正させていただきました。

それから、中学校の1年生の少人数学級ですけれども、導入のときから少人数指導がいいのか、少人数学級がいいのかということで、さまざま現場ではいろいろな意見が出ていて、こちらでは無理強いしないというか、現場の意見を十分に聞くということで、試行的に入れました。入れたところはやはりよかったということが結構ありまして、私も校長会議なんかに行って話をするとよかったという面もあるのですけれども、入れていないところはまだそういう実績は見えていないということです。入れたことによって、どこがよかったのか、どこに問題点があるのかということについて、ぜひみんなで情報共有したいと思います。強制的に現場に入れるということとはなかなか難しい環境にありますので、こういう取り組み

がいいものだよということで申請があれば、ぜひ普及させていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 外部人材活用事業という事業、これは特に教職の資格がない人を主に使っているのか、教職を持っている人を使っているのか。教員資格があるかないかで指導援助の中身が全然違うのですから、それをはっきりさせていただきたい。

そして、実際に何校に、どういう役割を果たす人材なのかということと、この方々の報酬、これは幾らになっているのかというのを示していただきたい。

それと中学校1年生の少人数学級、よかったという声が多いと。私は、ことし実施する段階で逡巡したのは特に、いわば加配の先生を活用してやりなさいということだと思います。学校の自主努力ですよと、35人学級をやるならやってもいいですよと、こういう形だったので、結局は人がふえないならやれないなというところも出てきたのですよね。私は、やっぱり少人数学級をやるには一定の人員増で対応すると、これは東北のどこでもやっていることですよ。だから、そういうところに踏み込んで、どこの学校でもやれるようにすべきではないのかと思うのです。来年の見通しを聞きたい。どちらかと言うと中途半端な形で進めたが、効果も出ているわけだから、来年どういうふうに取り組むのか、また希望のところを広げるというやり方なのか、人もふやして来年から中1はやりますよと。やっぱり上の姿勢なのです。そうすれば来年の見通しができて、市町村教育委員会も考え方が変わってくるわけだから、私は今の時点あたりで来年の見通しを示すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○菊池小中学校人事課長 まず1点目でございますが、この非常勤の人材でございますが、まず免許の有無にかかわらず採用いたしたいということにしております。免許がございませんので、単独で授業をするということではできませんが、いわゆる現に勤務しております教員の補助をするという立場でありますので、授業においてはT2に入るとか、そういった働き方をさせていただければというふうに思っております。報酬については単価1,790円掛ける360時間、1日6時間で60日というふうになっております。

少人数学級についてですが、いわゆる35人学級、実際に中学校1年生で実施されておりますが、今アンケートを実施する段取りを進めております。10月中には各関係機関にアンケートを発出いたしまして、その結果をもとに正しい情報を固めてまいりたい。その上で来年度どうするかという方向性を決めてまいりたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 10月にアンケートというのはちょっと遅い感じがするけれども、これ早くやって、その成果も早く示して。そうしないと来年度予算編成作業がもう始まっているわけだから。来年度に新しい見通しが出るように、いいことはしっかり頑張らせていただきたい。

では、次に高校奨学事業費補助で、小西委員もお聞きしましたが、一番新しい平成20年度で2,161人が貸与を受けていると、5億7,000万円だと。これは利子なし、利子つき、どういう割合なのか。それと平均して大体月に幾らの奨学金を借りているのか。高校生が3年間借りた場合に総額の借入れが幾らで、それに利子がついて結局卒業のときに幾ら返す

ことになるのか、そのことを示していただきたい。

○佐藤企画課長 まず、奨学資金のほうは無利子貸付になりますので利息はつきません。ただ、償還期に延滞してしまった場合は、延滞利息がつく形になってございます。基本的には無利子ということになってございます。

それから、月々どの程度かということになりますけれども、まず公立の高等学校等ですと月額1万8,000円、それから自宅外の場合ですと2万3,000円になってございます。それから、私立で自宅からの通学者は月額3万円、自宅外ですと月額3万5,000円というふうになってございます。

ですから、実際に貸与を受ける生徒が、それぞれどの貸与を受けるか、それによって3年間の貸与額も、それぞれ年数と月数を乗じればそれぞれ借りる額が出てくるということになります。そういう計算でなるということでございます。

それから、償還期間は大体10年ということで、なだらかに月額で償還していただいたり、半年等で償還していただくという方法が選択できます。そういったことで御負担のないようにまず修学をしていただいて、そしてゆっくり償還していただくというふうな仕組みになってございます。

○斉藤信委員 高校生の場合は有利子というのはないのですね、基本的には無利子ですね。わかりました。

それと先ほど授業料の滞納が、去年は減って500万円ということでした。経済的理由であれば、私は授業料減免の対象になるのではないかと思います。その関連はどうなのでしょう。経済的理由があればきちんと相談してというか指導して、授業料減免で対応するということが必要だと思うのですが、県立高校ですから授業料を滞納しているから卒業証書を渡さなかったとか、卒業式に出さなかったということはないでしょうか、確認のためにお聞きをしておきます。

○遠藤教育次長兼教育企画室長 平成20年度におきましては、授業料の未納については対前年比で減っているということでございますけれども、これについては例年未納額がふえてきておったところでございます。それに対していろいろ指導事務の手引とか、そういったマニュアルを作成したりいたしまして、収納向上の取り組みをそれぞれ学校現場でやってこられたということでございます。それから、保護者に対してもそれぞれ入学時に授業料の減免の制度とか、そういったものを周知徹底図ってきております。実際に未納が生じた場合にも、そういった制度の活用等についても十分に周知を図ってきたというふうな経緯等々もございまして、こういった結果になってきているのではないかとこのように考えております。

○佐藤企画課長 奨学金とか授業料の減免というところの関係でございますけれども、奨学金につきまして、授業料以外にも学校ですと通学費であるとか、あるいは教材費であるとか、いろいろな経費もかかります。奨学金はそういったところにも当然使われているものということで、授業料の減免対象の方々はそのようなものは申請していただいて、なおかつ奨

学金の貸与を受けることが可能な生徒さん方は、そういったものも活用できるということになります。

○高橋博之委員長 斉藤信委員に申し上げます。質疑が長時間に及んでおりますので、迅速な議事運営に御協力願います。

○斉藤信委員 あと二つで終わります。今の答弁はどうも質問とちょっとずれていますよ。滞納は500万円、減ったというのだけれども、私は丁寧な指導をきちんとすべきだと。経済的理由があれば、ちゃんと授業料減免で対応すべきだということなのです。それと授業料自体が今9,900円に上がった。そうすると年間10万円を超えるわけですよ。そして、中学校の場合も言われているのだけれども、授業料はないのだけれども、年間の教材費が本当に10万円、20万円かかるということで、高校の場合はもっとかかると思うのですよ。教材費というか、部活動なども含めると学校が徴収するそういう費用が幾らなのかというのを把握していれば教えてください。

最後の質問ですけれども、特別支援学校費にかかわって、一関清明支援学校の施設整備費が入っています。それで、商工文教委員会としても花巻清風支援学校を視察しました。千厩の一関清明支援学校の分教室も見ました。生徒が急増して一つの教室を半分に分けているとか、10人の予定がもう20人になって、さらにこれからふえると。一番大事にしなくてはならないこういう生徒たちの教育環境が劣悪だということを私は感じてまいりました。県内の特別支援学校の、そういう今の定員に対する生徒の入学状況といいますか、緊急に対応すべき学校、課題が今どうなっているのか、このことをあわせて示していただきたい。

○遠藤教育次長兼教育企画室長 減免につきましては、現行の制度の中で運用しております。非課税世帯とかあるいは生活保護世帯、あるいはそれに準ずる世帯、おおむねその辺のところ、免除については現行制度で十分対応できているというふうに考えておりますので。制度の周知徹底を図るということをございまして、現在例えば500万円という形で収入未済額が出ているという方々は必ずしも経済的事情によるものなのかどうか、いろいろ条件がございますし、またこの経済状況を考えれば今後今の減額の制度そのものをさらに見直す必要があるのかどうか等々も含めて今後の推移を見守りながらいろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

それから、先ほどお話しいたしましたように、授業料以外に実際に高校でかかる経費、コストといいますか、それは授業料は9,900円ですけれども、それ以外の諸経費がいろいろあるのではないかというお話でございました。ちなみに参考でございますと、普通高校の例ですと大体1学年で20万円。専門高校等でも大体それくらいのいろいろな教材費とか経費がかかるというふうな状況でございます。

○鈴木特別支援教育担当課長 特別支援学校のいわゆる教室不足の御質問でございますけれども、特別支援学校の定員というのはなかなか示せない状況でございます。小学校、中学校、高等部というふうになってきますと、いろいろな要素で特別支援のほうの学校に入ってくる方もございますし、そのほうが望ましいという場合もございますので、そういう方に

関してはできる限り受け入れていく姿勢で行っておりますので、そういうことでそこに施設の整備がなかなかついていけないというのが現状でございます。

ただ、その中で施設も確かに必要なのですけれども、人的配置については入ってきた生徒に応じた学級数を設置して、人を配置するという形で対応しておりますし、それから施設設備に関しては、ある施設を最大限に活用するという観点で、現状としては大きい部屋を区切るとか、あるいは工夫して使うとかいう形でやっております。そういうことで教室不足は確かにあるのですけれども、私たちとしてはそういうふうな形で対応しているところでございます。

なお、懸案となっている事項ということでございましたけれど、さきにお示しましたように釜石祥雲支援学校、それから今回の一関清明支援学校で課題となっておりますことについては、可能な限り今回は前倒しという形で取り組んでいるところでございますし、次の整備計画につきましては、今の整備した平成 22 年までの整備状況を精査いたしまして、そして課題等を整理して、また可能なものから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○斉藤信委員 せっかく私が聞いているのに、もっとリアリズムで答えてほしいのですよ。私は事前に実情をお聞きして不足教室数とか出ているのですよ。全体で幼児部の場合 1 学級、小中が 48、高等部で 16 というのがあなた方の把握の数ではないですか。私は、これは本当にぎりぎりの数だと思いますよ。特別支援学校の希望が最近ふえているのです。千厩分教室に行っても 10 名でスタートしたのがもう 20 名になって、さらに新たに 10 名入ってくると。10 名が入ってくると 6 年間そういう数でいくのですよ。私はこれへの対応というのは最優先課題だと思いますね。教育というのは 1 年、2 年、その子供にとっては待てないわけですよ。そういう意味では一番大事にしなければならぬ。教育の姿勢が一番問われる分野ではないかと私は思うのです。

そういう意味で、課題も明確になっていますので、必要なところは増築するとか、改築するとか、特別支援学校を見ていると、古い学校校舎のリフォームばかりですよ、ほかの学校は新築してもね。もうちょっとここらの発想の転換をして、もちろん使えるものは使わなければだめだけれども、そういう点で特別支援学校の整備というのはもっともって力を入れて取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

○鈴木特別支援教育担当課長 課題も明確にしておりますので、努力してまいりたいと思っております。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 17 号高等学校等生徒修学支援基金条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤企画課長 議案第 17 号高等学校等生徒修学支援基金条例について御説明を申し上げます。議案その 2 の 23 ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜お手元に配付しております条例案要綱によりまして御説明申し上げます。

まず、1 の制定の要旨についてでございますが、国の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を活用し、経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する奨学金事業及び私立学校にかかる授業料減免に要する経費の財源に充てるため、基金の積み立てを行おうとするものでございます。具体的には高等学校や特別支援学校高等部等の生徒にかかる奨学金事業について、また私立学校にかかる授業料減免措置について、これらの事業が円滑に行われますようそれぞれの団体に助成するものでございます。この交付金による基金の設置期間は、後でも申し上げますが、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年度間でございます。

2 の条例の内容につきましては、県の基金条例の先例に倣いまして規定しているものでございます。なお、基金に積み立てる額につきましては、今 9 月定例議会で別途設置してございます補正予算案、先ほど御審議等をいただきましたけれども、その補正予算において基金の額としておよそ 4 億 700 万円余を積み立てる予定でございます。

3 の施行期日につきましては、公布の日としております。また、この基金の設置は、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間でございますが、精算事務に時間を要することが想定されますことから、国の補正予算にかかる交付金にかかる基金について同様の交付要綱を持つ他の基金条例の例を参考にいたしまして、基金にかかる事業年度の翌年度である平成 24 年 12 月 31 日を設置期限としたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 県立の場合は、先ほど補正予算で 1 億 1,100 万円余が事業費補助として計上されているわけですね。1 億 1,100 万円余、補助がふえれば奨学金の貸与は枠が広がるのか。このことによってどういうふうになるのか。今までどおりやっているわけでしょう。さらに 1 億 1,100 万円余、これは毎年 1 億 1,100 万円ずつ補助を上乗せするというところに積立金との関係でなるのかどうか。これによって奨学金が具体的にどう改善されるのか、借りる人がふえるのか、額をふやせるのか、そのことを示していただきたい。

○佐藤企画課長 まず、今回の 9 月補正予算で財団法人育英奨学会のほうに 1 億 1,116 万

8,000円ほど補助が増額になります。実は、岩手育英奨学会のほうでは近年、平成19年度以降、非常に経済動向が悪いということで、採用決定に当たりましては応募していただいた生徒さん方につきまして、要件が合致していれば基本的には予算枠を超えて財団の内部留保を取り崩して優先的に貸与するように努めてきました。平成20年度の先ほど5億7,000万円余の貸与資金もありますということでございますけれども、内部留保を5,800万円ほど取り崩して貸与してございます。

今般、国のほうで総額で486億円という補正予算を措置していただきまして、その部分を各都道府県のほうに交付していただけたということになりまして、今回の1億1,100万円余につきましては、約400名ほどふえる形になります。それによりまして、これまで財団のほうで内部留保を充ててきたものについて、国から交付金をいただくことによって財源のめどが立ったということになります。そういったことで、ここ数年、今後の育英奨学金を使った貸与者をどの程度やっていくか、万が一原資が枯渇した場合はどのように対応していくか頭を悩ましていたところでもございましたけれども、向こう3年間の資金につきましては、財源は一定のめどがついたということで、今般基金を設置して貸与してまいりたいというふうにしているものでございます。

○斉藤信委員 半分わかりました。それで、ことは1億1,100万円でしょう。来年、再来年3年間あるわけですよ。おそらく積立金の額からいくと毎年1億1,100万円ぐらいずつ補助するということになるのではないかと。今年の方は内部留保取り崩し分、その倍いついていくわけですよ。だから、こういう補助によって対象が広がるとか額が上がるとか、何かそういう借りる側にとっての改善点というのはあるのだと思うのですけれども、それはどうなのですか。この基金活用の3年間の見通しも含めて示してください。そして、今の話だと基本的に応募した人は貸与されているというふうに受けとめていいのかなど。

○佐藤企画課長 新たに今回の制度を活用して要件の緩和であるとか、拡大ということにつきましては、基本的に緩和等は予定してございません。結果として、これまでも本県は、先ほど説明したように、あらかじめ考慮して枠を拡大して採用してきたという実績がございましたので、改めて見直しをして、例えば学力要件をなくするというふうにしていきますと望ましいのかもしれませんが、そうしましたときに今度はどの程度の財源が必要になってくるのか、その辺がかなり厳しいものがあるだろうとは思っております。

そして、今回の国の制度も各県に交付するものは486億円とお話ししましたが、そのうち3分の1は平成20年度の貸与実績をベースにある程度都道府県に固定的に配分する形になってございます。それに対して残り3分の2は平成20年度と平成21年度の増額分を対象にして、シェアをして各県に交付するというやり方になっています。

ですから、そういった意味では3年間の部分は先渡しをして、あとは各県でその原資を活用して奨学金を、あるいは私立学校の授業料減免費補助のほうに活用していただきたいというようなことになってございます。ですから、額的には国の実施要綱のルールでもって対象の生徒数でもってシェアして配分された額で、平成20年度から平成21年度にふえてい

る人数に対応した部分だけの取り崩しが今回の補助金の額になるという形になっています。基本的にはそういった形で、あとは交付していただければ、来年度あるいは再来年度、平成23年度までの間は、そのいただいた基金、設置した原資でもって、あとは各県でそれぞれ応募状況によって充てていくという形になると思うのです。

○斉藤信委員 この制定の趣旨が経済的理由により修学が困難な生徒に対する教育の機会の確保に資するための財源ですよね。奨学金制度がゆがんでいるのは学力要件があるということなのです。奨学金が欲しいのは経済的理由なのです。そこに学力要件というのをつけるから借りれない人が出てくるのです。学力要件は昔の体質なのです。昔は成績のいい子が勉強するためのものでしたが、今は違うのです。貧困化で授業料さえ払えないというようなことが起きているときに、大体今度の基金の目的だって、経済的理由により修学が困難な生徒のためなのですから、学力要件というのは、これは本当になくさなくてはならないと。少なくとも緩和して、経済的理由で借りたいという人は基本的には貸与できるというふうに、こういう基金が出たときこそ改善すべきではないかと思いますが、いかがですか。

○佐藤企画課長 まず平成20年度の採用等につきましては、昨年度中に予約奨学生ということで中学校3年生の段階で、まず高校に進学した際に奨学金を借りたいということで予約奨学生として申請があつて決定してございます。

それから、在学奨学生ということで、この4月から5月にかけて在学奨学生としての募集をして、そして採用したという形で、基本的にタイプAにつきましては、予約奨学生と在学奨学生という形での採用決定をしてございます。

今委員から指摘のありました要件等の見直しについて、当然平成20年度はちょっと無理でございますが、今後に向けてはそういったことも検討の視野になると思いますが、ただ先ほど申しましたように財源の見通しが非常に難しいという部分もございます。それから、経済的に修学の継続が困難だという方に対して緊急採用という、そういった学力要件のない奨学金も貸与できることでございますので、そちらのほうを応募していただくことで現時点ではすぐ対応できることにはなっております。ちなみに、9月末現在でもそういった方で17名ほどの応募がございまして、そういった方々は随時採用してございます。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 私は、この条例に反対はしません。しかし、今最後に私が述べたように、経済的理由により修学が困難な生徒に対する教育の機会均等が目的だとすれば、思い切って対象が広がるように、少なくとも学力要件というのは見直されるべきだということを意見として述べておきたい。

○高橋博之委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 25 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○上田高校改革課長 それでは、議案第 25 号岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。条例案は議案その 2 の 46 ページから 49 ページでございますが、お手元にお配りしております条例案の概要がございますので、こちらにより御説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨でございます。この条例は岩手県立学校設置条例の一部を改正いたしまして、県立学校の廃止、県立学校の分校の廃止並びに県立学校の学科の廃止をするとともに、あわせて所要の整備をしようとするものでございます。

2、条例案の内容の(1) 県立高等学校の廃止及び各県立高等学校の分校の廃止につきましては、現行の県立高等学校新整備計画後期計画に基づきまして、既に募集を停止しております高等学校及び高等学校の分校について廃止しようとするものでございます。

まず、東和高校及び胆沢高校につきましては、平成 20 年度にそれぞれ花巻北高等学校、水沢高等学校と統合いたしました。このことに行いまして生徒の募集を停止しております。今年度末をもちまして在校生が卒業いたしますことから、学校を廃止しようとするものでございます。

次に、遠野高等学校情報ビジネス校、宮古高等学校川井校、久慈高等学校山形校の 3 校につきましても、平成 20 年度にそれぞれ本校と統合することとなっております。生徒の募集をこの時点で停止をしております。今年度末をもちまして在校生が卒業いたしますことから廃止しようというものでございます。

(3) 県立高等学校の学科の廃止でございますが、県立農業高等学校の生産科学科、農業活用科、森林科学科、生物工学科及び生活福祉科、盛岡工業高等学校の建築科及びデザイン科、盛岡商業高等学校の国際ビジネス科、高田高等学校の情報処理科、水産技術科及び家政科、大船渡東高等学校の建設工学科及び食物科につきましては、平成 20 年度の学科改編に伴いまして募集を停止しているものでございます。今年度末をもって在校生が卒業いたしますことから学科を廃止しようとするものでございます。

(4) の所要の整備でございますが、下閉伊郡川井村が宮古市に編入されることに伴いまして、岩手県立宮古高等学校川井校の位置を宮古市としようとするものでございます。

最後に 3、施行期日でございますが、これらの改正は平成 22 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、2 の (4) につきましては平成 22 年 1 月 1 日から施行するも

のでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋雪文委員 これは過年度にいろいろ審査した中での停止事項ということでございますので、粛々と決めていかなければならないのかなというふうに思っているところでございます。しかしながら、やはり地元に対する影響というのは非常に大きいというふうに思いまして、一つは高校の跡地利用、これをどういうふうに考えておられるのか。また地域の声、これまで2年かけていろいろ協議してきたのかと思いますけれども、特に東和高校、胆沢高校、遠野高校情報ビジネス校、あとは宮古高校川井校、久慈高校山形校、この五つでしょうけれども、この辺の地元住民との話し合いはどういうふうになって、どういうふうな合意が得られているのか、その点だけお聞かせいただきたいというふうに思います。

○上田高校改革課長 まず委員の御質問の1点目でございますけれども、跡地の利用でございますけれども、跡地の利用につきましては、まず最初に県でこの跡地あるいは建物、施設がございますが、活用できないかということを検討させていただきます。その活用の見込みあるいは短期的にはないという場合には、地元の市町村での御活用について御意見なりをお伺いし、それに基づきまして跡地の利用等を検討していくということにしております。

それから、地域住民への話し合いということでございます。御指摘がございましたとおり平成20年度からの募集停止に先立ちまして、平成19年には募集停止に関しましての方針等を地元にお示しいたしました。数回にわたりましての説明会、あるいはその後どのように対応していくかということに関しましての検討委員会をそれぞれの高校ごとに設置をさせていただいております。その中で、さまざまな意見がございました。例えば在校生が2年間そのまま今の校舎で残るか、それとも新しい本校のほうに移るか、統合された高校に移るかなど、それから通学に関しましての困難はないかとか、そういったものにかかなり長い時間をかけた学校もございますが、話し合いを続けてやっております。地元とも方針については合意をちょうだいいたしまして、これまで取り組みを重ねてまいりましたところでございます。

今現在、最終学年の3年生のみが在籍しております。それぞれ私は足を運びまして様子を見させていただいておりますけれども、言い方が大変難しいのですけれども、卒業するに当たって高校がなくなることに關しては、やはり生徒も残念な思いは持っていることではございますけれども、落ち着いて勉強には取り組んでいただいているというふうに聞いております。

○高橋雪文委員 跡地利用の大ざっぱな方向はわかりましたけれども、その時間的なスキームみたいなものがあればお示しいただきたいと思います。

○上田高校改革課長 時間的なスキーム、一般的なものとしてはできるだけ早くということになるかと思っておりますけれども、それぞれ地域の事情等もございます。非公式ながらどういった方向でいこうということでのアイデア段階でございますけれども、お話をいただい

ているところもございますし、今のところまだ未定というものもございます。今後地元あるいは庁内で話し合いなりを続けていただきまして、跡地の利用についてはできるだけ早期に解決をしてみたいというふうに考えております。

○高橋雪文委員 廃止するところ五つそれぞれの状況が違うので、それぞれの様子を聞かせていただきたいと思います。

○上田高校改革課長 大変難しいお話かとは思いますが、アイデア段階というところでの話をちょうだいしておりますのは、宮古高校川井校からは、もちろん非公式ではございますけれども、こういったことに使えないかということの打診といえますか、そういったことでのお話があったものでございます。他の4校につきましてはどうしていかというお話し合い、行った都度させていただいておりますけれども、具体的なものとしてはこちらから御提示できない部分がございますし、また地元の市町村からも御提示はいただいております。

○高橋雪文委員 各地域の中核的な施設がなくなるということもございます、今その周辺は人口減少、いわゆる過疎化が加速度的に進んでいる。そういった中で、若者が集積する公共施設の活用がなくなるということは急激に見かけ上も、町の活性化も、活力も失われていくのだというふうに思います。それを考えながら、早急にその対策を県としてとるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○遠藤教育次長兼教育企画室長 いわゆる学校の再編整備等に伴いまして廃校になりました跡地利用につきましては、今般の学校に限らずこれまでも多数出てきているというのが現状でございます。委員御指摘のとおり、いわゆる高校も含めて、小中も含めてそうなのですが、地域のそういった集会というか、中心的な施設になっていると、そういう状況を踏まえまして、これまでも先ほど課長のほうから説明しましたとおり、まず地元の利活用の方法がないのか、あるいは県での活用の方法がないのかということで、いろいろ市町村と協議しながら、あるいは県内、庁内の各機関と協議しながらその活用をいろいろ模索してきているというのが実態でございます。

過去の活用例といたしましては、地元の市町村のいろんな施設として活用されてきているという例もございます。今般の学校につきましても、委員御指摘のとおり何とか有効活用できるような方法については、地元市町村ともいろいろ協議しながら最大限有効活用できる方法を検討してみたいというふうに考えております。

○高橋雪文委員 ぜひスピードを持って対応していただきたいと思います。意見でございます。

○斉藤信委員 私は、この条例案に反対です。県立東和高校、これが廃止になるわけですね。あそこは旧東和町ということになりますよね。旧東和町の中学校の子供たちがどういふところに進学しているか、これを把握しているでしょうか。

それと県立宮古高等学校川井校、これは地域住民からも署名を含めた強い反対の声が県議会にも寄せられて、ここでけんけんがくがく審議をした経過がありましたが、廃止という

ことになりました。極めて残念な事態であります、いわゆる川井村の子供たちの進学状況はどう把握されているのでしょうか。久慈高校山形校については交通費の補助ですか、これを行っているようですが、これはどういう仕組みなのか、これも示していただきたい。

それと(3)の学科の廃止は、これは学科改編と統廃合によるものであります。盛岡農業高校の場合はすべての学科を変えたというので、これはいかななものかと私は改編のときにも提起をいたしました。高等学校の学科というのは、基本的な学科なのであって、数年で変わるような学科では学科に値しないと。ところが、そういうのが10年間の間に何度も繰り返されているのですよ。本当にそういうものを抜本的に見直して、必要な基本的な学科はきちんと受け継ぐと、中身は中身として改善するという、それが本来のあり方ではないのかというふうに思っております。

それで、最後に大船渡東高等学校で、最近資格のない講師が教えて再履修ということがありましたね、食物科でしたか。なぜあのような深刻な事態が起きるのか。つい最近だけのことなのか、たまたま最近起きたのか、その要因、背景、今後の対応、あわせて示していただきたい。

○上田高校改革課長 委員から御質問がございました東和町並びに川井村などの進学の状況については今データが手元にございませんので、後ほど御報告をさせていただきますと思います。

それから、三つ目の御質問で、久慈高校山形校を対象とした補助制度についてのお尋ねでございました。この補助制度につきましては、久慈高校山形校が久慈高校と統合する際に、久慈市でもってスクールバスを旧山形村から久慈市に運行するその経費に対して、その2分の1を3年間について補助をする、こういう内容でございます。

ちょっとあとはお時間をちょうだいいたします。

○佐々木教育次長兼学校教育室長 今齊藤委員から御質問がございました東和町と、それから川井村の中学校卒業生の動向でございしますが、まず東和から申し上げます。

結論から言いますと東和町、それから川井村とも地元の中学校卒業生の高校進学につきましては特に大きな変化は見られておりません。少し詳しく申し上げますと、東和町の東和中学校がございしますが、平成19年度の卒業生98名中盛岡市内の学校に1名、岩手中部に69名、奥州地区のほうに1名、私立が24名、定時制その他が3名、進学しなかった者が1名という状況でございます。

平成20年度は78名の卒業生中、盛岡が3名、岩手中部が44名、釜石遠野に1名、私立に20名、定時制その他への進学が8名、進学しなかった者が2名。

平成21年度でございますが、卒業生71名中、盛岡のほうに1名、岩手中部に47名、釜石遠野に1名、私立に15名、定時制その他が7名、非進学はゼロとなっております。

それから、川井村でございますけれども、川井中学校がございしますが、平成19年度卒業生31名中宮古市内に20名、盛岡に3名、釜石遠野に1名、私立に5名、定時制その他が2名、非進学者はゼロです。

平成 20 年でございますが、卒業生 25 名中、宮古市内に 12 名、盛岡に 3 名、私立に 8 名、定時制その他に 2 名、非進学はゼロです。

平成 21 年度でございますが、卒業生 20 名中、宮古市内に 12 名、盛岡地区に 3 名、私立に 3 名、定時制その他に 2 名、非進学はゼロということでございます。卒業生の数はかなり変わっておりますので、変動がございますので、比べるのは難しいのでございますが、特に非進学というところがゼロとか 1 名というふうに非常に少なくなっております、こういうところからも統合等による当該所在地の生徒の動向には変化がなかったものというふうにとらえております。

○高橋県立学校人事課長 県立大船渡東高等学校の食品衛生学の教員資格要件の問題についてでございますけれども、その経緯を説明させていただきたいと思えます。

大船渡東高校は食物科、食物文化科と学科改編で変わっておりますけれども、調理師養成施設の指定を受けておまして、それぞれ資格を得るための教科科目を開設しているわけでございますけれども、その中で食品衛生学の教員資格要件として、教える側の先生のほうが、要件として医師であるか獣医師であるか、もしくは大学等で食品衛生学を修めて卒業した後 2 年以上食品衛生学について教育研究または実地指導の経験を有する者という資格要件がございます。

実は、このことについて前年度まで担当していた教員が異動いたしまして、新たに別の先生が担当することになったわけですが、学校のほうでこの部分を、大学で食品衛生学を履修しておって、家庭科の教員として教職歴も 13 年に及ぶということから、その資格要件の 3 に規定する要件を満たしているという判断で教科担当として充てておまして、実は我々教育委員会のほうにもその旨、連絡していただければこちらもちょうと精査しなければならなかった部分が多々あったのですけれども、実はそこの連絡も不十分だったというところもございます。厚生労働省東北厚生局のほうから指定基準の遵守状況の調査がことしの 7 月 17 日に実施されまして、その中でこの教員は資格要件を満たしていないという指摘を受けまして、実はそこまで 2 学年、3 学年、それぞれの生徒の実施済みの授業時間数が認定できないよという御指摘を受けまして、そのために学校のほうでは急遽資格要件を満たす獣医師さんを見つけていただきまして、非常勤職員として 9 月 1 日から学校としては任用して、新たな授業を進めているところでございます。

以上が経過でございます。

○斉藤信委員 結局大船渡東高校で、指摘をされて資格要件がなかったという、お粗末な話なのですよね。食品衛生学は大船渡東高校だけが引っかけたのですよね。それ以外は大丈夫なのですよね。

○高橋県立学校人事課長 はい。

○斉藤信委員 あとは再履修しなくてはならない時間数というのほどのぐらいのものなのか、本当に新たな負担を子供たちへ強いるわけだから、これはどうなっているのか、前にも未履修問題というのがあって、あのときもだれも責任とらなかったのではないかと思うの

だけれども、それはどうなるのですか。

○高橋県立学校人事課長 まず、どれくらいの授業を補充しなければならなくなったかということについてでございますが、履修時間数は2年生、3年生、それぞれ24時間、29時間というふうに学校からありましたので、履修しなければならないのはそれぞれ2単位ずつ、2単位というのは1年間に70時間授業を行わなければなりません、9月1日から正規の授業以外にさまざまな時間を使いまして補充授業を行っているということでございます。

それから大船渡東高校だけだったのかということですが、ほかの学校には問題がないというふうに考えています。

○斉藤信委員 責任はどうとるか。

○遠藤教育次長兼教育企画室長 この件につきましては、今報告をいただいて検討しているところでございますが、どのような責任が追及可能なかどうなのか。先ほど過去の未履修問題等々の話もございましたけれども、それらを先例とするかどうかも含めまして、どういう措置をするかについては別途明確にしていきたいと思いますと考えております。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 今の質問のところで述べたように、地域住民の切実な願いにもかかわらず、川井校の募集停止が行われるというようなこともありました。学科改編については、私は教育的に見ても余り教育的な根拠もなく繰り返されているのではないかと。この学科改編のあり方を根本的に見直すべきだと、そういう立場でこの条例には反対いたします。

○高橋博之委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高橋博之委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○高橋雪文委員 私は先ごろ行われました教科書採択についてお聞きしたいというふうに思います。前回の採択のときも私自身は中立公正でしっかりとした採択業務をしていたいただきたいということで皆様方をお願いをしたところでございます。今回も採択業務についていろいろと調べさせていただいたのですが、まず最初に採択の会議録とか議事録、こういう

ものの公開が十分になされていないということで、どういう協議をしたのかまるでわからないという、そういう状況にあると思います。その点についてどういうふうに考えるか、それをお知らせいただきたいと思います。

実は教科書を見ると、前回採択したものとほぼ同じ出版会社の教科書が採択されているということでございます。皆さん方に何度も言っているように、この教科書採択の基準というのは、一つは教育基本法というものもあると思いますが、これ以上に学習指導要領にどれだけのとっているかというのが非常に重要になってくるだろうと。そういうものが時代の変遷で変わりながらあるにもかかわらず、統一した出版会社の教科書が引き続きなっているというのは余りにも教科書採択の業務が形骸化しているのではないかという疑いを持たざるを得ないというような中にある。

そういった中で、本当に形骸化しているのかしていないのかが情報が公開されないためにわからない。こういう中に進められているのが非常に大きな問題ではないかというふうに感じているところでございます。その点、どのような協議のもとで、各採択区の中で話し合いがされて、その結果、どういう結果になったのか、こういう結果になったのか、その辺をどういうふうに我々に納得できるような説明ができるか、それをお聞きしたいと思います。

○小岩義務教育課長 教科書採択の手続等についてでございますが、今年度中学校の社会、歴史的分野の採択等が行われたわけでございます。前回の議会でも答弁申し上げましたけれども、法律にのっとり各地区ではしっかりとした公正な手続をしていただいたものと思っております。ただ、御指摘いただきました議事録、その他情報公開につきましてはまだ十分ではない点があるのではないかというふうに考えています。県教育委員会といたしましても、例えば採択基準の改善とか、あるいは採択協議会の規約等、必要な情報公開につきましては、今年度もちょうど採択の年でありましたので、もっと情報公開を進めていただきたいというふうな通知等も差し上げておりました。実際には各採択地区ごとに、法律の手順にのっとりながら採択がされたものというふうに思っております。

それから、同じような教科書が採択されているのではないかという部分につきましてですけれども、今回、先ほどもお話し申し上げましたけれども、中学校の社会分野ということで、その他につきましても省略することができるというふうな内容の文部科学省の通知が入っておりましたので、それを各採択区にもお知らせしております。採択の手順を簡略化した、そういうものにもものとりながら各地方ごとに採択の位置づけを進めたものではないかなというふうに思っております。

○高橋雪文委員 いずれ今回はゆとり教育の見直しということで、2年後に改めて教科書採択をするということでございまして、学習指導要領についても内容が変わってくると。今回の政権交代によって、どのような内容になってくるかはわかり知れないところがあるのですけれども、一般の方々に、私も含めてですが、より納得いけるような採択協議をしていかなければならないと思いますし、この教育委員に対する付託というのは、かなり責任がある

重いものだろうというふうに思います。とするならば、その教育委員がしっかり協議の上、本当に子供たちにどんな教育を求めていくのか。また、学習指導要領が一番重要視されているところでありますけれども、そこにきちっと沿った教科書採択をして、そして学校現場にその教科書を配布できるような体制をつくる、それをしっかりするということが求められていると思いますので、引き続きその点に留意してやっていただきたいというふうに思います。

そして、もう一つなのですが、教科書採択をされますと、その教科書の出版会社から出されております虎の巻というものを必ず購入しているようでございます。私、これも一つの大きな問題ではないかなというふうに思います。この虎の巻、解釈の仕方によってではあるのですが、かなり学習指導要領と離れているような指導の内容も、いわゆるこの虎の巻の記述にはあるというような話も聞くところでございます。これは教育委員会の皆様方に検討していただきたいというところでございますけれども、どうして教科書を採択すると虎の巻をあわせて、県費で、公費で購入しなければならないのか、その点についてどのようにお考えなのか教えていただきたいと思います。

○小岩義務教育課長 虎の巻ということでございますが、指導書のことだと思いますけれども、指導書の購入等につきましては、各学校の実態と申しますか、当然教科書をもとにしながら自分の学級あるいは学校の子供たちの実態に合わせて授業の構成をしていくものでございますけれども、その参考としてということで、各市町村あるいは学校では購入をしているのではないかなというふうに思っております。各市町村や学校の実態の中で、購入あるいは使用につきましては御判断をいただくしかないのかなというふうにも考えております。

○高橋雪文委員 授業についても一言言っておきたいなというふうに思います。社会的には歴史教科書、特に近代史、この分野について、いろいろと社会的にも問題になっているので、それを例に挙げて話をさせていただきたいと思いますけれども、こういう虎の巻の実態が一つあるということでございます。

もう一つは、学習する子供たちへの内容が教師にほぼゆだねられていると。そういう部分がありまして、本当に目的とする学習内容を子供たちに伝えられるかどうかというのが今まさに問題になっているところではないかなというふうに思います。

ですから、ある程度の共有認識をしっかりと学校現場の中で共有しながら、先生によって、例えば歴史的な解釈もしくは考え方、教え方によって大きく差があるようではないのだというふうに思います。そこを学校もしくは教育委員会も含めて、そこにしっかりと入れるような仕組みづくりをして、いわゆる適正な授業を子供たちに伝えていかなければならないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○小岩義務教育課長 先生方が指導するときの指導するときの共有と申しますか、指導のあり方とか内容等の共有の部分でございますが、その共有をしていく最も基盤となるものが学習指導要領ではないかなというふうに思っております。学習指導要領につきましては、今回改訂になりましたけれども、県の説明会、各地区の説明会、これは各教科もやりますの

で、その中でしっかりと共有をしながら、あとは各学校の子供たちの実態に合わせて、さらにどういう工夫をしていったらいいかという形で進んでいくべきものだと考えます。その共有の部分につきましては説明会等も含めてしっかりとやってまいりたいと思っております。

○小野寺有一委員 先ほど教科書採択のところで、採択協議会等に対して、そういった過程を明らかにするように通知したというお話をされたように思いますが、違いましたか。それで、私の理解によれば教科書採択をどうするかというのは各地方公共団体の教育委員会の権能だったというふうに承知しておりますが、採択協議会というのは法令上の根拠を持つものなのでしょうか。

○小岩義務教育課長 法令上の根拠に基づいております。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律というものに基づいて設置されているものでございます。

○小野寺有一委員 そういうことであれば、それは教育委員会のもとに設置されているということになるのでしょうかということが一つ。それから、例えば教育委員会のほうで、各公共団体の教育委員会のほうで、例えば採択の過程なり、あるいは検討過程なりを明らかにしろという、そういった指示を出すことというのはできるものなののでしょうか。

○小岩義務教育課長 採択地区につきましては、県のほうでそれを設置するということになっております。それから、採択の指導的な部分につきましては県の教育委員会は各採択地区を回って指導援助するという部分がございますが、その指導援助の内容に、先ほどお話いたしました透明性、公正さということが組み込まれております。その中で、今現在必要な情報を積極的に公開していただくというふうな部分もその中に入っております。そういう意味での先ほどの通知ということでございます。

○小野寺有一委員 最後にいたしますが、通知を出されたということはわかりましたが、そうするとそれに対してのリアクションはどういう形で残っているのでしょうか。その通知に従うか、従わないかというのは、採択地区とおっしゃいましたか、そういったところの裁量になるのでしょうか。

○小岩義務教育課長 今回の件につきましては、あくまで県といたしますか、県教委といたしますか、その指導援助という部分でございますので、最終的には各採択地区の御判断ということにはなると思います。ただ、こちらからはできる限りそういうものを公開していただくようにということでお話をしております。

○小野寺有一委員 そうすると、例えばですが、教科書採択、採択地区というのかな、それから採択協議会というところで、採択の案の段階で、教科書をこれでどうですかというのが来た場合に、それは教育委員会のほうで覆すことは可能なのですか。

○小岩義務教育課長 採択権は各採択地区にございますので、県でそれを覆すということにはございません。最終的には採択地区ごとに同一の教科書といたしますか、調査結果に基づきまして採択をし、最終的には各市町村教育委員会の教育委員会議の中で決定されるという仕組みになっておりますので、市町村ということになってきます。

○小西和子委員 先ほども話が出ましたけれども、ALT民間委託への対応で確認したいことがございます。まず、現場教師が直接NSに指示することはできず、教育が困難になっているということがあるというふうに報告されていますし、NSは授業以外の教育活動には参加できないわけですね。学校に対する所属感が希薄となっているということも声が上がっております。授業以外の諸行事や地域活動に参加できず、コミュニケーションに欠けるというようなことから、実態調査を行って協力、共同で成り立っている学校教育にどのような影響があるのかということを検証する方向だということの認識でよろしいでしょうか。

○佐藤高校教育課長 先ほど御説明申し上げたように、NSに関しては確かに活用しづらい面が多々ございます。それは確かにそのとおりでございますけれども、ただきっちりと学習指導計画を立てて授業等を展開しておけば、何らそこは齟齬がないものだと思っております。それから学校行事云々のことですが、これも先ほど申し上げましたSLP、スケジュール・アンド・レッスン・プランの中に、勤務時間、先ほど申しましたように6時間未満ということですが、その中で割り振っていただければ、例えば部活動への参加等々、あるいは学校行事への参加等々できます。

それから、あと地域との活動云々に関しては、これは学校活動と重なるものがあればSLPに書けば参加できますし、あるいは居住地でということであれば、これは個人的な活動になりますので、NSだからと言って参加できないとか、活動できないとかいうものではないというふうに思っております。

いずれにしても、先ほど教育長が申しあげましたように、よりよい活用の形態等を考えながら検証は進めていきたいというふうに思っております。

○小西和子委員 教育現場にもう一つ民間委託の試行が入っております。現業の民間委託でございます、ことしで3年目でございますけれども、指示命令権が学校にないこと。契約どおりに業務を行っているか不明であること。教職員や生徒とのあいさつやコミュニケーションがうまくとれていないこと。それから、毎日の業務で手いっぱい週とか月の業務も計画は立てるそうですけれども、完了しているか明確ではないこと。不定期の業務をいつやらせるか課題である。例えば剪定作業等がございますけれども。それから、従事者が頻繁にかわる、同じ方が入っているわけではない。引き継ぎがうまくなされていない。草刈りや草取りへの対応が悪く、連絡してもなかなか来ない。

それで、これは大変だなと思うのは、生徒とか保護者は、正規の用務員か外部から委託された業者なのか区別がつかないわけで、外部から来ている業者に用件を頼んでも全く対応しないということが起きて、つまり保護者とか生徒から、正規の用務員さんまで信頼を落としているというような実態が報告されております。このような実態でも本導入を考えているのか、お伺いいたします。

○及川教職員課総括課長 現業の委託等については、そういうのが入ってきているというのは承知しておりますが、現在その実態についてまで、我々そこまで調査が進んでおりませんので、その辺の調査をした上で、もし不具合なところがあれば現場と協議、あるいは市町

村教委と協議しながらよりよい現場での活用のあり方について検討を進めていきたいと考えています。あと県立高校等でもそのような例がありますので、その辺の実態をきちっと把握した上で進めていきたいというふうに思っております。

○小西和子委員 よろしく願いいたします。現場が混乱しているというような声を聞いております。

○高橋博之委員長 まだ結構ありますか。

○小西和子委員 はい。

○高橋博之委員長 あるのであれば、時間もあれなので、皆さんがよろしければ小西和子委員の質疑の途中でありますが、暫時 15 分ほど休憩を入れたいと思います。再開は 3 時 20 分からはしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 再開いたします。

○小西和子委員 では、短くします。まず、岩泉高校の田野畑校の募集停止にかかわることです。でございますけれども、その後地域との話し合いはどのように進められているのか、合意と納得が得られたのかということをお聞きします。いろいろなことは言いません、例えば経済的に厳しいとか、それから通学費がかかるとかいうことはもう前に議論しているので要りませんので、その 1 点のみ。

それから、2 点目は雇用確保ということで、先ほども労働のほうでも話が出ましたし、先ほどのお話もありましたけれども、県教委としてはどのような取り組みを行うのか、お示しいただきたいと思います。

それから、3 点目ですけれども、新型インフルエンザがなかなかおさまらず、中学校等の文化祭の延期等のお知らせが私のもとにも届いたりしております。心配しているのは、入試時期までおさまらなかった場合にどのような対策をとろうと考えているのか、この 3 点お願いいたします。

○上田高校改革課長 委員御質問の第 1 点目の岩泉高校田野畑校に関する取り組みの状況でございます。去る 8 月 8 日、閉会中の常任委員会、この場で、来年度の募集に関する案をお示したところでございます。その後 8 月 11 日に、田野畑村の会場で説明会を開催させていただいたところでございます。出席は約 90 名の御参加をちょうだいしております。その中では、田野畑校については、未来永劫というわけではないけれども、当面存続してほしいといったような御要望を承ったところでございます。当方といたしましては、案をお示したところでの御理解をというお話はさせていただいたところでございます。

その後、8 月 20 日でございますが、会場は宮古の合同庁舎でございますけれども、村長さんが知事に対しての緊急要望をされています。内容については田野畑校の存続ということでございます。

いろいろな場面でさらに御説明をといったようなお声もございました。それで、窓口とな

っていただいています。田野畑村教育委員会と、そういった説明の機会を再度ということでの調整をさせていただいております。先月には開催しようということで、一たん日取り等についての打ち合わせもさせていただいたのですが、村内では募集停止になったときのいろいろな不安等を住民、特に中学生の保護者の方々は思っているというところがあり、ぜひ教育委員会としての考え方なり、あるいは意見交換なり、そういったものをさせていただきたいというお声があったと聞いておりますが、ただ一方でまだ正式に決まっていない段階で、統合を前提としたお話になりそうなものを作ってはいかがかといったような、そういった意見もあったと聞いております。双方そのような御意見が地元でおありになったようでして、残念ですけれども、一たん日取りについての打ち合わせをしていただくと、先ほど御説明いたしましたけれども、時期については延期させていただきたいというお話が村のほうから出ています。

県教委といたしましては、例えば田野畑校が仮に統合されたという場合、例えば通学なりへの支援策については考えておりますということでの意向は先方にもお伝えをして、再度そういった御説明をさせていただけないかということで、ただいま調整してまいったところでございます。村のほうからは、いずれ検討したいと、前向きに検討したいという御返事をちょうだいしております。引き続きそういった説明会の開催に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○佐藤企画課長 雇用確保について、県教育委員会としてどのように取り組みをしているかということでございますが、今回の補正予算におきましても国の緊急雇用創出事業特例交付金、これを活用いたしまして、9月補正では7人の雇用創出をしてございます。これまでも当初予算では1億円程度を活用しまして86名、それから6月補正予算でも積み増しをしまして19名、今回の9月補正での7名を含めまして、112名程度の雇用を確保するというところで取り組んでございます。

こういった国の特例基金等を活用して、また先ほど御説明がありましたように、外部人材活用で60名を学校のほうに補助者として入れていくというようなことで、そういった国あるいは県のこういった基金を活用して、可能な限り地元の人材を活用して雇用の確保を図っていききたいというふう考えております。

○佐々木教育次長兼学校教育室長 新型インフルエンザの流行に伴う高校入試の対策等につきましてもお尋ねでございますけれども、その時期、1月から推薦入試が始まりますけれども、1月から3月末までの再募集までの間の時期でございますけれども、他県の状況をお聞きいたしますと、状況によっては試験の延期でございますとか、あるいは本試験につきましても複数回の受験機会を設けるなどの対応策を検討し始めている県もございます。

本県につきましても、実は岩手県の子供たちもそうなのでございますが、青森、秋田、宮城と隣接協定を結んでいる関係で、他県の生徒も受け入れるし、こちらからも受けるということがございまして、これら隣接協定を結んでいる他県との連携をとる必要がございます。また、中学校3年生の予防接種、ワクチンの投与の可能性とその時期につきましても、いま

だ確定しておりません。これらの動向を見据えながら、できるだけ早い時期に対応策をまとめたいと考えております。以上でございます。

○小西和子委員 岩泉高校田野畑校の存続につきましては、ぜひこれからも地域との話し合いを続けていっていただきたい。教育の機会均等を保障し、生徒一人一人を尊重するような教育を田野畑校の問題から発信していただきたいと思います。ちょうど見直しの狭間にある今年度でありますので、何も急いで廃止にしなくても、もう一年延ばしてもいいのではないかと思います。そして、政権交代をし、民主党では教育に十分にお金をかけたいというような方針も持ちますので、ぜひそのあたりを見直ししていただければなというふうに思います。

雇用確保のところですが、先ほどは雇用創出にかかわるほうの雇用確保でしたが、新規学卒者の雇用についてはお答えをいただきましたけれども、それは現場のことでありましたので、県教委としてはどのような取り組みを行うかということを再度お伺いいたします。

それから、新型インフルエンザ対策といたしましては、本当に延期にするとか複数回とかということで、ぜひ1年間を棒に振ることのないような御配慮をお願いいたします。

○佐々木産業教育担当課長 高校生新卒者の雇用確保ということでございますけれども、県教育委員会といたしましては、就職支援相談補助員の配置を当初予算で年間100日ということで措置させていただきました。それを厳しい求人状況にかんがみまして、120日ということで9月補正で計上させていただいたということでございます。20日間、さらに延ばしてお願いしたということになっています。それで就職支援活動をさらに強化していきたい、学校を支援していきたいと考えております。

それから業界への働きかけにつきましては、商工労働観光部と一緒になしまして、振興局、ハローワーク、そして学校が就職支援をもっとできるような仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 最初に私、学力テストにかかわる教育長の記者会見について取り上げたいと思います。大変驚きました。法貴教育長が悪名高い学力テストについて悉皆調査がいいのではないかと、こういう発言をしたので、時代の流れにも逆行するものではないかと驚いて質問する次第です。

この学力テストというのは、そもそも一人一人の子供たちの学力向上には結びつかない。全員が試験を受けると何が出るかと言うと、学校の平均点が出るのですよ。結局、それで競わせ、競争が激化すると。現実に3回行われまして、この学力テストのための勉強が強いられる。深刻な矛盾が起きて、全国紙でも岩手日報の論説でも、学力テストはもう見直すべきだと、これがマスコミの動向ですよ。共産党だけではなく民主党も社民党も、この学力テストについては中止だと。こういう点でも一致して、私は見直す方向だと思うのですが、教育長がこの時期に、こういう会見をしたという真意は何ですか。

○法貴教育長 民主党あるいは論調で、学力テストは抽出調査でいいのだというのは十分

承知していますけれども、斉藤委員がおっしゃるように、競争のためだけに学力テストをするのは私も反対なのです。ただ、どの生徒がどの部分が弱いかというのは、やっぱりみんなで見なければいけないということはあるので、テスト制度そのものを何か否定するというは余りよろしくないのではないかという意味で言ったので、民主党政権にかわって抽出調査になれば、あとは県単費でもやらなければいけないかな、定着度調査は県単でもやっていますので、そういう意味では、どっちみちやらなければいけないなら国費でやっているうちが懐が痛まないというふうな気持ちでやっているわけですけれども、委員がおっしゃるように競争が激化とか、テストのためだけの準備時間みたいなのが頻繁に現場で行われているということがあれば、それはそれとして弊害が出てきているということなので、よく実態を見ながら、ただ、いずれにしても全員のカルテみたいなものは先生が把握して、指導に生かしていくということも、一方では必要なのではないかなというふうに感じています。

○斉藤信委員 財政課出身の教育長はこうなるのかなというふうに聞いていましたけれどもね。60年代に導入された全国学力テストも、結局は学校間、市町村間、都道府県間の競争が激しくなる。そして、点数を上げるために不正が起きると。実際には全国各地で今回の学力テストでも起きているのですよ。3年続けて、一つはそういう弊害ははっきりしたというのと、もう一つは、一人一人の子供たちに対応した指導を強めるのであれば全国学力テストではないと思うのです。半年かかってから結果が出てくる、それも答案が返ってくるのではないのですよ、丸、バツで返ってくるのです。どこでつまずいたかわからないのですよ、この学力テストは。何か月後に返ってきた答案を見て指導できますか、できませんよ。ましてや小学校6年生と中学校3年生で卒業を目前にしているのですよ。対象学年もそうだし、学力テストの中身が一人一人の子供たちのつまずきとか、弱点に対応した指導は全然前提にしていない。

そして、結局情報公開などで悪い知事もいて、市町村別の結果を発表するなんていう、そういう流れになってくるわけですよ。そういう意味でいくと、大体全体として学力にどういふ問題があるかというのは、これは専門家によれば抽出調査で十分明らかになると。それで全体の教育指導に十分対応できるし、一人一人の子供に対応した指導というのは、学級ごとに先生方が定期試験をやっているわけですよ。そして、そのほかに県教委が独自にやって、市町村がまたやっているのですよ。やり過ぎるぐらいやっていて、さらに全国の学力テストです。せめてこの全国の学力テストというのは直ちにやめるというのが当然ではないのかと思います。岩手の教育委員会が率先して、もうやめようと声を上げてこそ私はまともだと思ってくれる、いかがですか。

○法貴教育長 弊害の面だけを見ればそんな感じもあるのですけれども、岩手県の場合は発表しているわけでもありませんし、各学校の成績を発表しろという知事でもありませんので、そういう意味では確かな学力を一人一人本当に均質に持っていくという、それから全県一斉にやることによって、どこの地域で弱いのか、あるいは地域性もあれば学校性もある、

子供のこともあるということがベンチマーキングできるということもあって、そういう意味では学習定着度調査という県独自でやっているものもありますので、それに例えば中学1、2年生がやって、小学校の3、4、5年生がやって、6年生、中学校3年生と、こう足していけばほとんど全部やっていることになるので、先ほど言ったように財源さえあればやってくればいいのになということですが、それは民主党政権になって国の方針ができるのでしょから、それに従って、どうすればいいのかという対応をしたいというふうに思っています。

○斉藤信委員 これは教育の根本が問われている問題なのですよ、学力テストというのは。教育で一番問われているのは一人一人の子供たちの実情、実態に寄り添って教育し、指導する、援助することだと思うのですよ。それで一番大事なことは本来テストではなく、行き届いた教育なのですよ。十分に、本当に20人学級ぐらいで子供たちの悩み、苦しみが顔を見たらすぐわかると、こういう状況で指導することが教育行政に一番問われている問題なのですよ。

私が30人学級の問題を取り上げるときに、当時の中学校長会の会長をやっていた上田中学校の先生、上田中学校の先生の恩師は黒沢岩手大学学長で数学の先生でした。こう言ったそうです。30人学級、30人というのは先生がぱっと見て、子供の状況がわかる限界だと言うのです。30人というのは、先生が子どもたちを見て、一人一人の表情の違いがわかる限界だ。それは黒沢先生の言葉で、だから30人学級というのは、そういう意味ではぎりぎりなのですよ。一人一人の子供たちのつまずきとか、状況とか悩みを本当に先生がつかんで、そして、そういうところを援助する。それが一番進んでいるのがフィンランドでしょう。テストなしで世界一の学力ですよ。

そういう意味では、国際的にはテストなしで学力をつけている国があるわけだから。そして、日本の場合には競争、競争で、結局学力の両極分化ですよ。経済力の高いのはぼんぼんやるけれども、そうでないのは落ちこぼれる二極分化、全体としては学力停滞と、教育の根本が問われている問題ではないかと。これ以上教育長と論争しませんから、ここで学力問題は終わります。

次に、体罰問題について聞いておきたい。最近新聞報道でも体罰事件が報道されました。それ以前にも高校で報道されました。最近体罰事件が続出しているのではないかと。体罰というのは法律で禁止されているのですから。そういうのがなぜこういうふうに横行するのか、その根本に何があるのかと。私が以前に取り上げたときには、大体同じ先生がやっているの、ある意味でいけば常習犯なのですよ。教育の熱意などというものではないのです。そういう意味では、本当にこの問題は根から断つと。しかし、こう続出するところに、県教委がまともに指導しているかということが問われるけれども、最近の体罰事件の状況。それにどういうふうに対応したか、その原因は何だったのか、再発を起ささない対策をどうとっているかお聞きしたい。

○及川教職員課総括課長 まず、最近の体罰事件の状況でございますが、今年度に入って体

罰事件で懲戒処分を行った例は4件ございます。これの多くは部活動に伴って厳しい指導、その中でうまくいかなかった。あるいは指導の教員の指示に従わなかった生徒に対して、つい手が出てしまう、あるいは何か物を使ってたたいてしまった。そういった例があったわけなのですが、その背景には、どうしても部活の場合は、いろいろな競技の、対抗試合で勝つためといったものが、自分が現役の選手だったころはそうやって鍛えられた。勝つためには仕方がないというような意識が根底にあるのではないかと。

それに対して私どもも手を出すこと、人をたたいたり、そういうことで教育がうまくいくものではないということを、繰り返しいろいろな場面をお願いしておるわけなのですが、そういう指導を校長先生方にもお願いしておるところでございます。そして、我々としても通知でそれがなくなるということではございませんが、やはりそういった背景もあるのだということを理解していただきながら、そういったものを絶対にやってはいけないことなのだということを再度認識していただくように、体罰事案が起こった際には通知を出しております。

今年度について言えば6月18日付で教職員による不祥事、生徒に対する体罰の未然防止というところで、そういった内容の通知をしております。最近の事例では、こういうものがあつた、あるいはこういったものがあると。処分をすればいいというものではないですが、仮にそういった事案が生じれば、こういった厳しい措置が待っているのだということを深く認識していただきたいということで、繰り返し指導を行っているところでございます。これは学校にだけ通知するというだけではなく、今回はさらに、校長会だけでなく例えば高体連とか中体連とか、どうしても体育関係のほうにそういう例が多いということを踏まえて、直接その辺の配慮についても関係団体のほうにもお願いしたいということで、そういった取り組みをやっておるところでございます。

○斉藤信委員　ことしに入って4件懲戒処分と。これは表に出た数なのです。表に出ない数ももっとあるのですよ。これは、例えば生徒や父兄からの告発で出てくるので、告発しない場合には出てこないのですよ。そして、教員自身がかばい合う。そういう意味では、決してその人個人だけの問題ではないということを私は指摘しておきたい。絶対こういうのは許されないのだと。子供の人権を脅かす犯罪行為ですからね。ぜひ根絶ということで徹底していただきたい。

最後です。私も新型インフルエンザについて、小西委員は入試対策でお聞きしましたけれども、きょうの新聞を見ても県内10施設が閉鎖ですよ、ほとんど盛岡です。岩手県の今の新型インフルエンザの感染状況を見ていると、全国平均を上回っているのですね。特にその中でも盛岡が感染が広がっているという状況です。確実に新型インフルエンザというのは拡大していく方向だと思います。注意報が出る状況ですから、私も深刻だと思うのですが、現在どういう形で新型インフルエンザに対応しているか、保健所との協力だとか、いろいろね。そして、その対応が功を奏しているのかどうか。その状況について、現在の対応状況についてお聞きしたい。

○川口スポーツ健康課総括課長 新型インフルエンザについてでございますが、今御指摘いただきましたように、現在は季節性インフルエンザと新型インフルエンザが区別できない状況にあるわけでございますけれども、県内かなりの学校で学級閉鎖、学年閉鎖、休校が広がっているという状況でございます。特に当課でまとめましたインフルエンザの疑いも含めました欠席状況を見ますと、夏休み明けから増加しておりまして、先週の週間欠席数は1,986名にも及んでございます。地域別に見ますと、委員から御指摘がありましたように盛岡教育事務所管内にかなり広がっているというのが現状でございます。

この対策についてでございますけれども、各学校において日常の予防対策は、特に手洗い、うがいの励行、それから室内の換気、それから適度な湿度の保持、また生徒たちの休養、栄養の摂取等、予防対策につきまして通知、徹底を図っているところでございます。各学校の状況を見ますと、随分と予防対策というものは進んでいるといたしますか、徹底されているというふうに認識しております。

それから、もう一つの対策としましてはインフルエンザの早期発見と早期治療ということでございます。日常の健康観察の徹底によって、生徒たちの早期発見、サーベイランスの強化というふうに呼んでおりますけれども、早期発見、健康観察の徹底を図っておりまして、発熱等のインフルエンザの疑いがある場合には医療機関に電話確認の上、速やかに治療を受けるようにというようなことについても徹底してございます。

とはいえ、そういうように現場では精いっぱい頑張っているのでもございますけれども、この流行と言いますか、広がりというのはなかなか阻止できる状況ではないというのが今の現状だというふうに認識しております。

○斉藤信委員 新型インフルエンザは8割が10代以下だということで、特に子供、生徒の感染の広がりというのはこれからますます深刻になるので、ぜひ万全の対策をとっていただきたい。

最後の最後で申しわけないけれども、私も岩泉高校田野畑校について一言だけ聞いて終わります。田野畑校校については、本当に子供たちの教育の機会均等が問われていますよ。地元は経済的条件で、田野畑なら進学できるが、そうでなければ難しいのだと、まさにそのことが提起されているわけです。それで、県の計画の狭間でもあると。国の教育の政策も今本当に大きく変わろうとしている。だから、この時期にどさくさでやるべきではないと。県も今高校再編計画を検討中なわけでしょう。小規模校への対策だってはっきりしてないわけですよ。そういう意味でいけば、県の考え方もはっきりさせる、また国の教育政策の動向はその大前提です。この教育政策が、教員増も含めて、少人数学級も含めて、大きく転換させようとしている。私はこの動向を見て慎重に対応すべきだと思いますが、教育長いかがですか。

○法貴教育長 8月の議論もありますし、今の議論もありますけれども、いずれどの程度の規模ならば維持できて、どの程度のものは維持できないのかということなのでしょうけれども、今の田野畑校の状況を見ますと、やっぱり40人学級の半分以下しかないという状況

ですね。それから、2年生は4人のうち2人がおやめになっているので、今2人しかいないという状況になっていまして、やはりこの程度の規模を維持していくのかという議論もあるのだと思います。その中で地元と、先ほど日程の調整がなかなかつかない話をしていまして、十分話をしながら対応してまいりたいなというふうに思っています。

○高橋博之委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会事務局の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩します。

(休憩)

(再開)

○高橋博之委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成21年度岩手県一般会計補正予算第4号中、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費中、総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼総務室長 大変お待たせをして申しわけございません。総務部関係の議案につきまして御説明申し上げます。お手元の議案(その1)の6ページをお開き願います。

10款教育費のうち、9項私立学校費の4,236万円余の増額が総務部関係の補正予算でございます。詳細につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の91ページをお開き願います。

10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費の補正額4,236万円余の増額でございます。これは、私立学校運営費補助につきましては事業費が確定したこと、私立学校等授業料減免補助につきましては、対象生徒数が増加したことに伴いまして、それぞれ所要の補正をしようとするものでございます。また、認定こども園等環境整備事業費補助は、子育て支援対策臨時特例交付金を活用いたしまして、認定こども園や私立幼稚園の行う遊具や運動用具、地上デジタルテレビ等の整備に要する経費に対し、助成を行おうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋博之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 では、私立学校運営費補助によって前年比、これは最終と比べて補助が全体としてふえるのか、ふえないのか、どの項目がふえるのか、減っている項目はあるのか、その内容を示していただきたい。

二つ目に、私立学校授業料減免の補助、これは999万円余の増なわけですけれども、私立高校の授業料減免の状況を示していただきたい。それで、今度の999万円余の補助が増額された場合に、減免対象が広がるのか。また減免額がふえるのか。私学の場合は公立高校の授

業料分なのですよね。そうすると私学の授業料の半分以下だということなのですね、減免の額は。私は、思い切ってこの機会に減免額を拡充する必要があるのではないかと。そうしないと、減免を受けている人たちのメリットはないわけで、公立高校の場合は授業料全額減免なのです。私立高校の場合は公立高校授業料分ということで、こういう点でも差が現在ありますので、その点を今回の補助によって何がどう変わるのか示していただきたい。

○黒田法務私学課長 最初に、運営費補助のさらに細部の項目について御説明申し上げます。

まず最初に、対前年度比というお話が最初にございましたけれども、今回運営費補助がふえることによりまして、運営費それ自体としましては、昨年度の9月現計の予算額に比べまして、伸び率が1%の伸び率になってございます。あとは、ちなみに申し上げますと私学全体の予算で申し上げますと1.5%の増というふうになってございます。

さらに、運営費の中の項目ごとの増減という話でございましたので、それを御説明申し上げます。まず、学校の種類ごとに申し上げますと、小学校におきましては増額となっております、136万2,000円の増でございます、運営費補助分としましてですね。中学校につきましては、611万5,000円の減でございます。高等学校につきましては、運営費といたしましては、1,719万5,000円の増となっております。あとは幼稚園でございますが、幼稚園は減になってしまっておりまして、6,222万5,000円の減でございます。あとは特別支援学校がございまして、こちらは346万8,000円の増となっております。したがって、学種別に申し上げますと、中学校で若干の減と、あとは幼稚園でかなり減というふうになってございます。

実は、この内訳的なことを補足させていただきますと、この運営費補助は基本的に生徒数掛ける単価ということで、補助しているわけでございますけれども、今回国庫補助金が入っております、国庫補助金分とあとは交付税における単価、これらが確定したことに伴って今回の補正をお願いしたいという趣旨で計上させていただいているものでございます。今申し上げた各学種におきましても、すべて単価自体はアップしてございます。しかしながら中学校で減、あるいは幼稚園で減と申しますのは生徒数が減した結果、その単価増分を打ち消してしまったというようなことでございます。

あとそのほかに、こうしたいわゆる運営費補助の一般分のほかに、個別メニューといたしまして、国庫補助金が入っているのでもございますが、教育改革推進特別経費というものがございまして、こちらは実は国庫補助の単価の見直しがございまして、国庫補助の単価が増になったわけですが、これは2分の1の国庫補助ということで、県費2分の1の持ち出しがあるわけなのですが、この増分に何とかついていきたいということで、今回この分は増額補正をお願いしております、この分が6,550万円でございます。

この特別改革の内訳をさらに言いますと、実はこの中で6,500万円をふやした主要な原因といたしまして、幼稚園で行っております預かり保育、つまり時間外、幼稚園は基本的に昼御飯までになってしまうわけなのですが、その後も御要望によりまして夕方まで預か

るということを各幼稚園で実施しておりますが、それへの経費の補助というのがございまして、それと子育て支援活動というのもございまして、こちらは特に当該幼稚園に通っていない地域の小さなお子さんを抱えた親御さんに対しまして研修ですとか、あるいは親子登園の体験ですとか、そういうことのサービスをやっているというような事業でございまして、その両方に対する補助がございまして、そちらが今回の国庫補助単価が増額いたしました。したがって、教育改革で増額した6,500万円余のほとんどが、ふえた分は幼稚園分と言ってよろしかろうと思います。

したがって、幼稚園は先ほど一般補助分で運営費で6,200万円ほどの減と申し上げましたけれども、一応こちらのほうをお使いいただくと何とかその減分を打ち消すぐらいのプラスにはなるのかなというふうな感じの予算になってございます。

あと学種といたしましては専修学校がございまして、こちら76万7,000円でございますが、増額というふうになってございます。以上が運営費補助の総体での増減、あとは項目別の増減の御説明でございます。

あとは、次に高等学校の授業料減免の対象の人数の状況というお話だったかと思っておりますけれども、今回補正で見込ませていただいております対象生徒数は899人でございます。当初では815人を見込んでおりました。これは昨年度の実績をベースにして当初予算を組んでおいたものでございます。この899人は既に今年度、実際に申請が上がってきている実際の状況を踏まえた数字でございまして、既に当初時点から84人見込みよりもふえているということでございます。

ざっとこの5年ほど人数の状況を振り返って御説明申し上げますと、平成17年度の実績が610人ございました。それからふえる一方でございまして平成18年度が662人、平成19年度が719人、平成20年度が816人、今回補正で見込んでいるのが899人というような状況でございます。したがって、金額的にも実はその分見合いで一本調子でふえておまして、これほとんどが県単なのでございますけれども、例えば平成17年度では6,800万円余ほどだったですけれども、平成18年度は7,300万円余、平成19年度は8,300万円余、平成20年度は9,400万円余、今回が1億円を突破いたしまして1億600万円余という形で、概率的に申し上げますと近年1,000万円単位で予算がふえてしまっているといえますか、この制度を維持しようとする1,000万円ずつぐらい毎年積んでいかないと、今の水準を維持できないというふうな状況でございます。

先ほど斉藤委員がおっしゃいましたように、今回の増額でもって対象となる範囲ですとか、その辺広げられればという気持ちは、我々担当にもないわけではなかったのでもございますけれども、予算の獲得という面で、今回実際に今の制度を維持するための増額予算、これをこの県の財政事情では、これを組ませていただくのが正直申し上げますと精いっぱいだったというようなことでございます。

○斉藤信委員 授業料減免で、そうすると結局999万円というのは、当初から比べて対象人数がふえた分の補てんと、こういうふうな受けとめていいのか。

○黒田法務私学課長 はい。

○斉藤信委員 だとすると去年の決算額が9,400万円ですよ。約1,000万円がふえるわけだから、1億,400万円ということになるわけですよ。そうすると9月補正で1,066万7,000円なのです。すると県も持ち出しが減るということになりますね。結局これは交付金がせっかく出ただけけれども、同じ基準でプラス分だけ措置すると。そして若干県の持ち出しは減らすと、こういう形ですね。だから、交付金が出たときに、やっぱり改善されたということが必要なのではないかというのが一つです。

あとはふえているけれども、どうなのですか、これは希望者は基本的に、条件はあるだろうけれども、対象になるというふうに、それは受けとめてよろしいのですか。

あとは授業料滞納の生徒もいるようですけれども、これは授業料減免で対応できないものかどうか。その実態も含めて示していただきたいし、私が聞いている点では、例えば経済的理由で中途退学というのは去年13人、おとしは18人あったと。私は、これはあつてはならない事態だと思うのですよ。経済的理由で教育を受けられないというのはね、私学であればね、これを1人たりともこういう事態をなくすような制度というか、対応というのが必要だと思うけれども、その点はいかがでしょうか。

○黒田法務私学課長 授業料減免補助の対象でございますけれども、斉藤委員から持ち出しが減ったのではないかというお話いただきましたけれども、今回増額分につきましては、実は教育委員会で設置いたしました国からの交付金に基づきます基金、高等学校等生徒修学支援基金、こちらのほうから財源としてお金が補てんされる予定といたしますか、というのを前提にこの予算を組んでおるのですけれども、これは全額補てんされるわけではなくて、平成20年度の実績に比べて人数がふえた分、この差額分についてだけ補てんできるという形になっておりまして、ですので昨年度の人数対応分はやはり一般財源が必要というような仕掛けになってございます。ですので、増分だけの対応になりますので、相変わらず一般財源が苦しいということは変わらない状況でございます、私どももせっかくこういう基金が設置されるので何とか拡充をとということも考えたのですけれども、これが限度だったということでございます。

それとあとは授業料減免を受けられる条件、先生のお話がありましたけれども、一定の要件で、いずれ経済的に苦しいといいますか、必要だと、生活保護対象であるとか、各種住民税等の非課税の対象になっているとか、そういうような客観的な条件がついておりますけれども、それに該当する家庭の生徒さんは、希望者は全員対象になります。それ以外の条件というのは特にございません。

あとは滞納者の状況でございますけれども、済みません、この数字がまとまるのが毎年度なかなか遅くて、申しわけないですが、平成20年度の数字は学校でも今とりまとめ中でございます、県でまとまらない状況です。ですので、ちょっと古くなってしまうのですけれども、平成19年度で滞納者数が100人いたということで、平成18年度は215人でしたので、平成19年度は減ってはいるという数字にはなっております。

あとは中途退学者数でございますが、今斉藤委員がまさにおっしゃったとおりでございます。平成 19 年度は経済的理由による中途退学者数は 18 人で、平成 20 年度は 13 人だったということございました。確かに教育の機会をやる気がある方々に与えるという意味では、こういう状況に陥る生徒さんがいるというのは、我々も非常に残念でございます。こうしたことがないようにというふうには思っているところでございます。したがって、私のほうから、県の財政事情もございまして、こういう制度を拡充いたしますとお約束はなかなかできかねるわけでございますけれども、こうした授業料減免制度の活用ですとか・・・

○高橋博之委員長 簡潔に答弁願います。

○黒田法務私学課長 わかりました。各種奨学金等もありますので、その活用等を学校のほうにもこれまでも指導してまいりましたし、今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 わかりました。そもそも交付金そのものが条件つきだったということですね。

○黒田法務私学課長 はい。

○斉藤信委員 もっと自由に使えるようなものではなかったと、増分しか見られないということですね。それも時限立法だからちょっと不安定なところがありますが。

私は聞いたのだけでも、県立高校の場合でも、授業料以外の年間の費用が約 20 万円だということですね、恐らく私学の場合もこれ以下ということはないと思うのですよ。だから、高い授業料、大体岩手県の私学は平均すると県立の約 2 倍。3 倍のところもありますね。だから 2 倍の授業料を払って、さらに 20 万円を超えるような教材費、その他の負担ということになります。私は恐らく私立高校に通う子供のほうが所得水準が低いのではないかと思います。岩手の場合は、金があるから私学に行っているよりは、経済的困難で逆に私学に行かざるを得ないという、そういう状況が岩手の特徴だと思うので、その点での滞納者に対する対策だとかいうことはひとつしっかりやっていただきたい。

さっきも強調したけれども、経済的理由の中途退学者、これは一人もないようなあらゆる支援策、できればどういう支援が必要なのかも含めて、県は把握していただきたい。それと滞納を理由にして卒業を認めなかったということは、県内の私学にはないでしょうね、そういうことは。そこ確認できますか。

○黒田法務私学課長 経済的理由による退学者が出ないように、今後ともきめ細やかな指導をすることに努めます。

あともう一つ、滞納を理由にして卒業を認めないというようなことがないかどうか各学校にも確認いたしました。そうではないということでございます。

○斉藤信委員 最後です。認定こども園の整備費補助というのが 1,241 万円余ということでありました。これは具体的にどういう中身で補助をするのか。

それと認定こども園は、県内では余り進んでないのだと思うのですよね。現状、どれだけ

認定こども園は設立されたのか。そして、私はその要因には、特に幼稚園が保育所を整備した場合に特別の補助がないのですよ。いわば一般の保育園が受けられる補助を、その場合に受けられない。結局利用料で保育園を運営するという、全く金を使わないで待機者を解消しようという、そもそも枠組み自体に少しよこしまなことがあったのではないかと思います、その実情も含めて示していただきたい。

○黒田法務私学課長 最初に、認定こども園等の環境整備事業費補助でございますが、こちらは、内容といたしまして認定こども園という名前が冠してありますけれども、認定こども園に限らずに私立幼稚園であれば使えるという補助でございます、内容といたしましては幼稚園等における遊具等の環境整備、いわゆるすべり台とか鉄棒とか、そういうものでございます。

それともう一つは、地上デジタルテレビ等の整備ということで、テレビとアンテナ等の整備費、こちらが対象になってございまして、遊具につきましては一般の幼稚園は補助率3分の1、認定こども園は若干優遇されておまして補助率2分の1、地上デジタルテレビにつきましては両方とも2分の1というような状況でございます。

もう一つ、認定こども園の状況でございますけれども、本県で現在のところ認定を受けている認定こども園は7園ございます。この数の感触でございますが、東北6県で申し上げますと秋田、福島に続いて3番目というような数字でございます。

あとは認定こども園が置かれている現状ということでございますけれども、斉藤委員がおっしゃいましたように、認定こども園になったからというような、目に見えて、例えば補助制度で有利になるというような点がはっきり申し上げて余りない制度になっておまして、こうしたことは実際に認定こども園になった方々からも、情報交換会等を我々やらせていただきまして、そういう話をいただいているところでございます。あとは会計処理等の中で、分けてやらなければいけないとか、制度の根幹が二またになっているというのが影響しておまして、そういう点も改善してほしいという声をいただいております。こちらは県レベルではなかなか改善が難しいことでございますので、国のほうに機会あるごとに私どもはお話し伝えたりしております。県でできることといたしまして、申請の際のマニュアルをつくるとか、あるいは記載例をつくるとかをやらせていただいているというような状況でございます。

○高橋博之委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋博之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋博之委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。

総務部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

なお、委員の皆様ご連絡事項でございますが、当委員会の全国調査につきましては、さきに通知いたしましたとおり 11 月 9 日から 11 日までの日程で実施いたしますので御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。